

平成２９年第１回平取町議会臨時会（開 会 午前９時３０分）

- 議長 みなさん、おはようございます。平成２９年の第１回町議会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。
- （議長、町長あいさつ）
- 議長 それではただいまより平成２９年第１回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は１２名で、会議は成立します。日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第１２２条の規定によって、６番高山議員と７番井澤議員を指名します。日程第２、会期の決定を議題とします。このことにつきましては本日議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。８番四戸議員。
- ８番
四戸議員 ８番四戸です。本日招集されました第１回町議会臨時会の議会運営等につきましては、本日開催しました議会運営委員会において協議し、会期につきましては、本日１月２７日の１日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。
- 議長 お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日１日間とすることにご異議ありませんか。
- （異議なしの声）
- 異議なしと認めます。従って、会期は本日１日間と決定しました。日程第３、諸般の報告を行います。監査委員より、平成２８年１１月及び１２月分の出納検査の結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に平成２８年度財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況監査の結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。以上で諸般の報告を終了します。日程第４、議案第１号平取町農業委員会委員及び職員の定数条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。農業委員会事務局長。
- 農業委員
会事務局長 それでは、議案第１号平取町農業委員会委員及び職員の定数条例の全部改正につきまして、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。まず、提案理由につきましては、農業委員会の公選制の廃止や団体推薦の取りやめ、及び農地利用最適化推進委員制度の新設などが定められました農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして、平取町農業委員会委員及び職員の定数条例の全部を改正するものであります。改正の内容につきましてご説明申し上げます。議案２ページ目をお開きください。まず第１条でございます。趣旨で

ございます。この条例は法に基づき、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員並びに職員の定数を定めることを目的としてございます。第2条でございます。農業委員会委員の定数でございます。定数は10人とするのを定めております。第3条でございます。農地利用最適化推進委員の定数でございます。定数は7人とするのを定めてございます。第4条でございます。職員の定数でございます。定数は4人とするのを定めております。附則でございますが、施行期日ですが、平成29年4月1日から施行するものとするものでございます。以上で、条例改正につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第4、議案第1号平取町農業委員会委員及び職員の定数条例については、原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第2号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長

それでは、議案第2号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。議案3ページをお開きください。非常勤特別職の報酬を定めた本条例の一部を改正しようとするものでございます。議案5ページの新旧対照表をご覧ください。一部改正の内容は農業委員会等に関する法律の一部改正により、平成29年度から農地利用最適化推進委員を設けることにより、その委員の報酬月額2万1千円を別表においてあらかじめ定めようとするものでございます。別表第1条関係中、農業委員会の項の委員の下に農地利用最適化推進委員を追加し、別表を整理しようとするものでございます。以上、議案第2号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第2号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第3号平成28年度平取町一般会計補正予算第8号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号平成28年度平取町一般会計補正予算第8号につきまして、ご説明申し上げますので議案書の6ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ9億9573万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、73億7097万6千円にしようとするものであります。第2項におきまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとし、第2条において、地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるものとしてあります。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、議案書の15ページ上段をご覧ください。科目は、3款1項1目社会福祉総務費23節償還金、利子及び割引料、金額219万4千円の増額であります。これは、平成27年度臨時福祉給付金給付事業補助金に係る国からの交付金について、精算の結果、超過分がありましたので、これを国に返還するものであります。続いて、下段3款1項4目福祉施設費11節需用費、修繕料、金額500万円、これは、平取町社会福祉協議会が、平成29年度から新たに障がい者、高齢者を対象とした移動支援事業を開始し、地域福祉事業を拡大するのにあわせて、現在、手狭になっているふれあいセンターびらとりにある事務所を中央公民館と町民体育館の間に位置する日高西部生活センターに移転することから、町としてこれに必要な建物の内部改修を行うものであります。次に、16ページ上段3款2項1目児童福祉総務費19節負担金、補助及び交付金、保育対策総合支援事業費補助金、金額420万円の増額であります。これは、平成28年度限りで終了する国の補助金を受けて、町内の4つの常設保育所に通園する園児に関する名簿の台帳、保育指導計画や日誌の作成管理などを行う保育支援のための電算システムを新たに導入することにより、保育士が現在担っている事務作業の負担軽減を図るとともに、二風谷と貫気別弥生の2つの保育所に、事故防止や事故後の検証を行うためのビデオカメラを設置するものであります。続いて下段、3款2項2目児童措置費13節委託料2240万5千円の増額であります。これは、保育所運営費の算定基礎となっている公定価格が28年度当初予算対比で、約2～4%程度引き上げられ、平成28年4月にさかのぼって適用されることから、新たな単価で再計算を行い、不足を生じる金額について予算を補正するもの

であります。次に、１７ページ上段、５款１項２目農業振興費１９節負担金、補助及び交付金、野菜選別施設整備事業補助金、金額７億９１６０万円の増額であります。これは、びらとりトマトの生産性と品質の向上、並びに供給体制の強化を図るためびらとり農協が策定した産地パワーアップ事業に基づき、トマト選果場の選果用機械を更新するものであります。事業費９億７２万円のうち、国から道を経由して町が受ける補助金４億１千万円と平取町の負担金３億８１６０万円の合計７億９１６０万円を町がびらとり農業協同組合に対して支出するもので、町の負担金は、元利償還額の約７０％が交付税算入措置される過疎債の借入れを予定いたしております。続いて下段、１０款１項１目現年発生災害復旧費１３節委託料、金額１５５万円の減額であります。これは、平成２８年８月に専決処分した荷菜福満線ほか８か所の災害復旧事業調査設計委託料予算１１００万円が、事業完了後、精算した結果、９４５万円となったため、その差額１５５万円を減額補正するものであります。１５節工事請負費、金額１億６９７０万円、荷菜福満線ほか５か所、合計６か所の公共土木施設補助災害復旧工事を追加するものであります。以上の現年発生災害復旧費の内訳については、お手元にお配りした資料をご覧いただきたいと思っております。なお、工事請負費に関しては、箇所ごとの内訳は記載いたしておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。次に、１８ページ上段、１０款２項２目農業施設災害復旧費１１節需用費、修繕料、金額２１８万４千円の増額であります。これは、昨年８月の大雨による河川氾濫により、旭の飲雑用水組合が管理している地区水道の取水施設への管理道路が、数箇所崩落して寸断され、通行不能となったため、町は、当初、取水施設の場所の変更を検討しておりましたが、地元からの要望を受けて協議した結果、取水施設は現状のままとし、それに至るまでの管理用道路の復旧を行うこととし、これに要する経費を補正しようとするものであります。歳出については、以上です。一方、歳入についてご説明いたしますので、１０ページ上段をお開き願います。１０款１項１目地方交付税１節地方交付税、金額５０９万５千円の増額であります。これは、既定予算に比べて、普通交付税が５０９万５千円増額する見込みであることから、これを本補正予算の財源に充てるものであります。続いて下段、１２款１項１目民生費負担金１節児童福祉費負担金、金額６６万５千円の減額であります。これは、支出の１６ページ下段で説明いたしました常設保育所運営費の保護者負担分が減額することによるものであります。次に、１１ページ上段、１４款１項１目民生費国庫負担金２節児童福祉費負担金、金額１０７６万６千円、これも１６ページ下段で説明いたしました常設保育所の運営費に係る国からの負担金であります。続いて１１ページ下段、１４款１項２目災害復旧費国庫負担金１節現年発生災害復旧費負担金、金額１億３８１０万４千円であります。これは、１７ページ下段で説明いたしました現年発生災害復旧費の財源に充てる国からの負担金であります。次に１２ページ上段、１４款２項２目民生費国庫補助金２節児童福祉費補助金、金額３１５

万円で、これは、16ページ上段で説明いたしました保育対策総合支援事業費の財源となる国からの補助金で、補助率は、事業費の4分の3となっております。続いて、12ページ下段、15款1項1目民生費道負担金2節児童福祉費負担金、金額538万3千円であります。これは、先ほど11ページ上段と同様、常設保育所の運営費に関する北海道からの負担金となっております。次に、13ページ上段、15款2項4目農林水産業費道補助金1節農業費補助金、国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金、4億1千万円であります。これは、17ページ上段で説明いたしました野菜選別施設整備事業補助金の財源として、国から道を経由して町が受ける補助金であります。続いて、13ページ下段、18款1項4目平取町財政調整基金繰入金1節平取町財政調整基金繰入金、金額120万円の減額であります。これは、町の財政調整基金の中の川向営農用水基金から、川向浄水場の災害復旧に係る分として平成28年8月の専決処分を取り崩しておりました160万円のうち、当該事業が完了し、精算した結果、一般財源分が40万円となったため、差引き120万円が不用となったことから、これを財政調整基金に戻すものであります。次に、14ページ上段、21款1項3目農林水産業債、1節農業債、金額3億8160万円であります。これは、歳出の17ページ上段で説明いたしました野菜選別施設整備事業補助金7億9160万円のうち、国からの補助金を除いた町の負担金の財源を元利償還額の約70%が交付税措置される過疎債に求めようとするものであります。続いて、14ページ下段、21款1項9目災害復旧費1節公共土木施設災害復旧事業債4100万円、これは、17ページ下段で説明いたしました公共土木施設災害に係る現年発生災害復旧費の財源になる起債で、元利償還額の概ね95%が交付税措置される見込みのものであります。2節農林水産業施設災害復旧事業債は、18ページで説明いたしました旭の飲雑用水取水施設に至る管理用道路復旧に係る経費の財源となる起債で、元利償還額の概ね80%が交付税措置される見込みのものであります。歳入歳出予算の事項別明細書の説明は、以上です。次に、8ページの「第2表 地方債補正」をご覧くださいと思います。これは、本補正予算のうち、本補正予算における起債の目的は、災害復旧事業及び野菜選別施設整備事業で、当該各事業に関する補正前と後の限度額、補正後の起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものであります。以上、平成28年度平取町一般会計補正予算第8号につきまして、ご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。11番千葉議員。

11番
千葉議員

11番千葉です。18ページのほうを見ていただきたいと思います。10款2項2目11節の需用費についてお伺いをしたいと思います。旭地区の水源地

	ということで、私も過去に何度か災害にあうたび現地を見てきてるわけですが、今回、緊急的なこともあって水源地そのものはいじらないでもらいたいという現地の地域の要望もあった。しかしながら修繕費 218 万 4 千円ほどかけて、道路を補修するというかたちにはなってるんですけど、今の現況、この 218 万 4 千円の工事費でですね、現地のその道路が今どの程度傷んでどうなのか、あるいは路線を変えなくても現状のまま道路を補修していくのか、その内容について少しお伺いしたいと思います。
議長	建設水道課長。
建設水道課長	千葉議員のご質問にお答えします。この管理用道路はちょうど川というか、河川の横を川と並行して走ってるんですけども、それが増水によって道路が流されてなくなったということでもあります。当初は前段というかこの前の災害、平成 15 年の時も大きく被害を受けた箇所なんで、雨が降るたびに被害が出るということで、取水のところも変えようということで検討してたんですけども、それもなかなか、良い水源がないということで結局地元の組合との協議の結果、管理用道路を復旧しようということなんですけども、その路線についてはちょうど谷の部分にあるものですから、そしてなおかつまわり国有林ということで、ちょっと山側に寄せるとかそういう状況にないところなんですよ。それなんで結局はなくなった部分に関しては盛り土して、最低限の管理用道路を確保するという補修内容でございます。
議長	千葉議員。
11 番 千葉議員	建設水道課長も現地のほうは当然のことながらよくご承知であると思うんですけども、実は過去に水源地も 2 か所 3 か所移動してるんですね。災害のたびというか、大雨、あるいは台風被害によってということで過去に何回か移動してるんですけども、確かに水源いじるということになるとすぐに水を供給できない部分、落ち着いてから、水質とかもちょっと調べてみなくちゃいけないという部分は確かにあるでしょうけども、私はこの修繕費、今回の計上については異論はありませんけども、やはり将来にわたって旭地区の人たちの酪農家に見たら、やはり牛というか家畜への水の供給ということで、いわゆる牛の生命線の道路なわけなんです。ですから、水源地いじるいじらない以前よりもやはりその水源地、今ある水源地の維持管理をまずしていくしやすさ、管理者にとって、災害のとき歩いていかなくちゃいけないという状況がやっぱり生まれてくるっていうのもあるんですけども、ちょっと国有林のお話も出てましたけども、あそこは国有林の中そのものでございますけれども、やはりこういうときこそ国有林との協議をやはり深めて、路線変更も含めてですね、ちょっと今の道路の私は位置付けでは雨のたび、また修繕をしていかなく

ちやいけない、あるいはもっと極端なこと言うと、道路を本当に将来これから先使えるように、維持管理できるのかなという部分も私あると思いますんで、国有林との距離あるいは民有林も手前からんでいるのかどうかちょっとわからないですけども、その辺の協議を深めてですね、やはり今回の需用費、修繕とはまた別な協議で進んでいくような考え方は全く持ってないのか、その辺もちょっとお伺いしておきたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

今この管理用道路直す部分なんですけども、この管理用道路というの、実質は国有林のほうで砂防ダムをつくるための工事用道路なんですよ、実質は。で、基本的にたまたま町の取水があるから森林管理所で直してくれといってもあくまでも工事用道路で、もう森林管理署自体はいらない、今現在は工事終わってるんで、いないということで、いないとは言わないんですけども、その辺森林管理署と協議して町でこういうふうに直させていただくということでお話して、今回直すんですよね。それと取水の話なんですけども、地元も含めてもっと下流のほうで良いところがないかということで調査したんですけども、なかなか良い様な所が見つからないということで、今現在の取水もそういう事情で奥のほうに行ったという事情もありますので、本来であればもっと管理のしやすいところに行きたいところなんですけども、なかなか水利権とか場所を含めてなかなかいいところがないということで、当面は今の取水を使うしかないのかなというふうに考えております。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

さまざまな問題あることは私も深く承知はしている現場でございますけども、今国有林との、確かに砂防ダムというかなりなコンクリートダム過去につくって、それから山腹工事もうかなりやってるんですよね、あそこは。けどもそのための確かに工事用道路って今建設水道課長言われたとおりのことだということも理解してます。ということはもう国林道としてはもう目的が維持してく目的っていうのかな、それがあまりはつきりしてないというのも、もう極端に言ったら本当今課長言ったようにいらなくてもいいという道路ではあるんですよね。ただし旭地区の酪農家にしてみたらやはり大事な道路、これからやはりちよつと雨でもまたこのようなかたちでいくというような、僕は道路のついてる路線そのものに私は問題あると思ってますんでね、その辺ちよつと今言った掘割のところの沢なりの道路がほとんどですから、ですからちよつと雨でも必ずいっちゃうわけなんですね。道路自体が。100ミリ前後の雨ぐらいだったらもう毎回私いくと思ってますので。ですからちよつと路線をずらして国有林との協議を深めていただいて、やはり道路そのもの

をね、ここに改めてつけさせてもらえないかということもですね、私は膝を詰めた協議必要な、もちろん水道組合の人たちも交えての話なんですけども、今後そういった協議していく考えは全くないのかもう一度お尋ねいたします。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

全くないということではないんで、当面、今回はこれでやらせていただいて、頻繁にそういうものがおきるような状況であれば、再度その辺も含めて、森林管理署と協議をすることになろうかなと思います。

議長

ほかございませんか。7番井澤議員。

7番
井澤議員

7番井澤です。15ページ下段、福祉施設費、需用費、修繕費500万についてお伺いいたします。この案件につきましては、社会福祉協議会事務所を日高西部生活センター、現在は事務機能としては使われておりませんが、陶芸教室、文化活動のとして使われてるということでしたけれども、1月20日に産業厚生常任委員会で、保健福祉課からこのことについて本年度補正予算で改修して4月から社会福祉協議会をそこへ移動して、事務をとってもらおうという説明がありました。それで、24日の日に日高西部生活センターの場所と、それから現在の福祉センターの社会福祉協議会が入ってます事務所、そこには当然、保健福祉課と町民課とがありますけれども、そして、現在の事務フロアともう一つ、福祉センターの中の機械運動器具室というのがありますけれども、そういうところを、現場の保健福祉課については担当課長、そして社会福祉協議会については鈴木事務局長から、お話を伺うと、生活センターの現場については、教育委員会松澤課長の了解を得て担当者に現場を見せていただくということをしました。その結果、その現場、改修すべき、移動する現場については玄関の入り口、ドア二つ、風除室含めて段差のあるドアを2枚あけていかなきゃいけないんですけども、そのドアは手押し式の両開きのドアですけども、そのことについて、社会福祉協議会、福祉の施設が入るとするならば自動ドアがこの500万の改修の中で付くんであるかということと、さらにもっと大きなことはこの場所については、トイレがありません。委員会での説明では、担当課長が公民館のトイレもしくは体育館のトイレを職員や来訪者の方については使っていただくということであったんですが、現場を見たところ、ここの施設に職員でいくと会長席がありますので、会長勤務のときも含めれば、今11人の社会福祉協議会の職員がいると思いますけども、職員に対して、そして来訪者に対して、トイレが遠隔、回って公民館行くとか体育館行くとっていうそういうような状況では、これは、社会福祉協議会に活用してもらう、町が用意すべき施設としては大変不都合であるのではないかとということ

	で、特にトイレがないことが問題であると思いますが、その点に関して、ご回答いただきます。
議長	保健福祉課長。
保健福祉課長	それでは今のご質問にお答えいたしたいと思います。今井澤議員の言われるとおり、社会福祉協議会ふれあいセンターの中に入っているという状況でございます。それで今社協も11名の職員がいて、なかなか狭いなかで事業を進めてるという状況であります。そしてこのたび日高西部生活センターを改修してそちらに移動するということで提案させていただいたんですが、まず段差の解消なんです、そこはスロープ等を付けながら段差は解消していきたいと、そのように考えておりますし、トイレにおきましても社協のほうと十分協議しながらやった結果として、まず公民館のトイレと体育館のトイレを使わせていただくということで話は進めていますので、その辺は問題ないのかなというふうに考えております。
議長	井澤議員。
7 番 井澤議員	二つ目ですけど、今課長から回答いただきましたけれども、実際に公民館、体育館までのトイレへ自分で歩いてみましたところ、とても課長が説明するような状況ではなくて、不便であるし、担当職員については道がよくわかるからということがあると思いますけど、これを長期的に使う施設としては大変、町外、町民が訪れる施設でもありますんで、大変不都合ではないかということを実際に歩いてみてそう思いました。2 番目についてですけども、この社会福祉協議会が手狭であるし、保健福祉課及び町民課も現在手狭なところで事務してるので、社協事務所を移動してそこに手狭を解消したいということだったんですけれども、社協自体も、手狭になるということですけども、今の11席、会長入れて11席ですけども、新たな増員が考えられる、社協としての活動が来年度あるいは近年中に間違いなく行われるのか、手狭な理由について、どのように把握しておられますでしょうか。
議長	保健福祉課長。
保健福祉課長	お答えいたします。まず29年度より新しく移動支援事業を今、する予定でございます。これは最終的には委員会のほうには報告というか協議いたしますが、まず高齢者、それから障がい者を含めたなかで公共機関を使えない方に移動支援というかたちで29年度にもうスタートするような準備をしているところでございます。

議長

井澤議員。

7 番
井澤議員

今その手狭感のこと、社協自体の手狭感については、ご説明受けましたけどそこで10人も20人も増えるわけではなく、最初からはわずかな人数ではないかと思いますので、手狭感、今までも辛抱しているし、大変、福祉のことはふれあいセンター行けば何でも整うという、業務ができるっていう、当初のコンセプトから、福祉センターに役場機能とかそういう機能に移すときに当初のコンセプトとして行われて、現在も大変、町民にとっては、利便性のあるその機能がふれあいセンターに集まっているのではないかと思いますけれども、それをあえてやることについては、社会福祉協議会が急に何名も、何十名も増員になるということであれば別ですけども、課長の説明では少々納得がいかないところがあります。3番目の質問ですけども、今回の500万という、多額な改修費についてですけども、これについては、社協事務局長から確認したところ、社協から町に対して要望した代替施設、手狭感を解消する代替施設を要望したということでありましたけども、これについては、社会福祉協議会の移動するってことですから大変重要な案件だと思いますが、理事会、評議委員会に諮る、またはその結果として、社会福祉協議会会長名で、役場、町長あるいは担当者に向けて、文書が出されているんでしょうか。これをあえて言いますのは、29年度に振内のふるさと留学制度のログハウスの町の買入れについて当初、要望文書はなかったと。あとで私が委員会等で質問したときに、後から追っかけてその文書が出てきたというようなことがありましたので、そのことを心配してます。社協の理事会、評議委員会で決定されていて、審議されていて、そしてその結果、文書で町に要望が出されているんでしょうか。ご回答をお願いします。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

まずお答えいたします。手狭というところでございますが、実質29年度になれば事業拡大するということで1名か2名くらいは増えるのではないかなというふうな感じでございます。そして今現在11名の会長含め社協の職員いますが、その中でも、現在少し廊下のほうに出てきてるような状況でもございます。そしてまた、今ヘルパーの方がおります。今9名の方が登録されているということではありますが、その方ですね、基本的にその仕事したなかで、来て、座る場所もないような状況ということも今の段階ではあります。それと、社協からの文書での申し入れなのかということではありますが、基本的にはまだ文書のほうはいただいておりません。基本的に口頭で社協の事務所を移していただきたいということで申し入れがあったところでもあります。それと社協の中での理事会、また評議委員会にかけたのかということでもありますけど、その辺はうちのほうではちょっと確認しておりませんが、内々的には話はし

	てるのかなというところだとは思いますが。以上です。
議長	3 問までということでありますけど、特別許します。
7 番 井澤議員	最後の社協から正式な町への文書が提出されてないということですが、このように緊急にこの年度内で緊急にやる必要性を私まだ感じてないこともありますけども、それが口頭で行われてこの 1 月 20 日に、産業厚生常任委員会にかけられたというその緊急性はやっぱ、要望先の社協から正式な審議を経た上で、明確な理由をもって要望される、文書主義であって口頭主義では、平取町はないと思いますけど社協に関しても同じことが言えると思いますので、社協に関しても町からの助成金等については多額に出してる、そういう重要な間で口頭でものごとが行われることについては、大変疑問がありますので、もし、文書が出されてないというならば、先のまちづくり担当課だったですけどログハウスの買い取りについても文書がなくて後から出された、質問によって出されたというようなことがありますけど、これは、行政を行う上での事務を執行する意味では大変、陳腐なことじゃないかなと思って疑問がありますので、今後、このようなことについては文書でもって、そしてまた緊急性が文書の中にうたわれている、そういうことが大事じゃないかと思うので、その辺のところについて、十分に気をつけていただきたいと思います。
議長	町長。
町長	その関係でありますけれども、昨年夏だったと思いますけれども、社会福祉協議会が非常に手狭だということで、それは保健福祉課も最近やはり相談業務だとかいろんなかたちでそういった専門職も入れなきゃならないというようなことで、当初から随分と状況が変わっているなかで、本当に保健福祉課も増えてきますし、社協も新しい事業を広げていくなかでは大変手狭ということで、理事長から直接、私のほうに民間の事務所を借り上げをしたいというような相談が直接私のほうにあったわけでありまして、しかしながら、民間の事務所については、国道を横断するというので、お年寄りには非常にリスクが伴うということで、内部で十分協議をしてきたところでございます、そのようななかで、西部生活センターのところが一番ベターではないかということで、そういった判断に基づきながら何とか 4 月からスタートさせたいということで、今回の補正対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。
議長	ほかございますか。6 番高山議員。
6 番	私も 15 ページの福祉施設費について、ちょっと重複しないようなかたちで

高山議員

ご質問させていただければというふうに思っています。社会福祉協議会はもと旧高校の体育館横に事務所がありましたけれども、ふれあいセンターをつくる時にですね、そういった意味では福祉をまとめてということで、地域の方々が福祉関係の業務に相談行くときに、どちらかというとセンターに行くと、ワンストップ窓口のようなかたちのなかでですね、実は相談業務もできる、居宅もある包括もある、福祉もある、保健師もあるというようなことのなかで連携を図って、現在の施設の中に入ったんでないかというふうに私は、当時の担当の事務局長もやっておりましたので、そのように感じております。ただ今回ですね、そういった意味で、確かに手狭になる。ただ、この、なんていうんですか、地域福祉活動事業の推進と言っても、当面は例えば29年度は移動支援だけということになると、運転手さんが常駐して事務所に座るかということにはならないのかなと。考え方としては、何とかですねセンターの中に行くと、全ての福祉関係のものがそこ1か所で終わるというような、やはりかたちで、何とか職員的には手狭ではありますがけれども、やっぱりそういった意味では、住民サービスの低下ということを考えたときに、職員の環境を変えていくということも、大変、大切ではありますがけれども、俗に言う、今、ランプ大統領がアメリカンファーストだとか、小池知事は都民ファーストっていうことを使ってますけれども、その目線のなかで、利用者っていうか町民ファーストのなかでですね、今回の整理もしていただければ大変ありがたいかな。何ぼその連携ができると言っても、連携ができるのは職員だけであって、利用者がそこへ行ったときに、いやいや社協行きました。これは包括の仕事です。包括の仕事はセンターに行ってください。このような状況には必ず、住民サービスなり福祉のサービスの低下ということになるんでないかなと思うんですよね。そういった意味では、何とかセンターの中で、実は先ほど井澤議員が言いましたけれども、トレーニング室みたいな、ランニングマシーン置いてるところにつきましても、1週間程度様子を見てみても、ほとんど実績がゼロ。あそこに居宅だけでも入れるということのなかでいけば、全てのものが包括も居宅も社協も福祉もということで、センターの中に行けば、福祉が全て終わるというようなことを、なぜその職員目線ではなくて利用者目線で考えていただけなかったのか、その辺の考え方についてまず1点お聞きしたいなと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えいたします。まず仕事の内容といたしまして、もう基本的には、昔と違いまして、まず社協そのものも、まず、独立したかたちで今事業進めておりますし、来るお客さんによりますけど、ほぼ、社協よって福祉よるということではなくて、ある一つのかたちのものでしかよっていかないというような状況で社協の事務局長ともお話をさせていただいておりますし、今言ってますセン

ターの憩いの場で今使っております高齢者の場所ですか、そこにつきましても、基本的には昼ですね、バス待つためにそこに来て皆さんが、例えば昼寝したりだとか、そういうかたちで使っておりますのでそこをあえてまた、閉鎖してしまうということになれば、またちょっと、困るのではないかなとそのように感じております。それで移動支援ということで来年、町民の皆さんからまた皆さんからもですね、いろんな面で足の確保をしてくれということの非常に強い要望がありまして、それを来年29年度ですか、4月のスタートに向けて、今準備しているところでございますので、確かに高山議員言われるように、多少なりのサービスの低下ということは、あろうかなとは思いますが、その辺はまた社協と連携したなかで進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

今の担当課長のお話ですけれども、仕事の内容で、仕事はそれぞれ独立して。これはそれぞれに、社協という準公的な団体というようなこともございますし、福祉もちろん、町の行政の中の一環ですけれども、社協だけでいくだけで物事は用は足りるなんていうことは、僕は担当してるときにはそんなようなことはなかったです。例えば、社協に相談しても福祉にやはり相談しなきゃならない。担当も入れて相談しなきゃならない。例えば、介護の問題であっても、サービスするのは居宅だけれども、包括にも、例えば要支援のそういった内容の人方が来るといったときに、絶対不可欠に社協と例えば福祉なり介護なり、保健師なりというようなことのなかでは、連携して仕事していかなきゃなんない。社協に行く人は社協にだけに行くからいいんだということにはやっぱりならないんでないかなと思うんですよ。それと、高齢者の方についても日中ちょっと見てみると、やはり丸テーブルだとか、そういうところでやっぱり休んでる方は確かにいます。ただ僕1週間見たなかでは、ただ1人として和室で休んでる方は、日中の一定時間ですけれども、昼休み時間ですけれども、そういう人はやっぱりいなかった。で、居宅をそこの中に入れればいいというようなことも私は考えますけれども、何だかんだ言ってもやっぱり福祉サービスの低下につながることはですね、やはりやっぱり否めないんでないかなというふうに私は考えているところでございます。この施設は、日高西部生活センターに移ったときに、長期的な施設として使うのかどうか。また、もう一つは先ほど町長お答えになってましたけれども、例えば私たちが聞いたのは、先週ですか、産業常任委員会の中で、日高西部生活センターに社協を移したい。これが、去年の夏に町長に話があったなら、なぜ総合計画の中に入れて、そして予算を正規につけて29年度の中で、移るだとか、そういう考え方、社協の理事会は承知してないと言ひますけれども、担当課長は社協の理事ですよね。そのなかで、出てるのかどうかぐらいは理事としてずっと欠席して

るんだったら別ですけども、そういうことはわかるはずなんですよ。私は問題なのはなぜ総合計画で、総合計画これから午後からきつともってやると思うんですけども、いろんな要望があってもそれは総合計画にのせてやります。なぜその、考えられないのは口頭で言われたものが、この今の時期に、報告があって、補正があって、そして、その2月3月工事して4月から入る。なぜ総合計画にのせて地域の皆さんにも社協は移るんだよ。そして3月の予算にのせて、4月以降のなかで整備をするんだよ。ましてや長期的な施設にすることであれば、トイレのない施設というのは職員はいいですよ。ただ利用者にとってトイレもない事務所なんて、少しちょっと荒っぽすぎるような施設整備になるんでないかなと思うんですけども、その辺、なぜ総合計画にのらないで、こういった内容になってくるのか。町に物事をお願いして500万出してもらうときに、口頭でいいのか。この辺については再度、回答いただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

副町長。

副町長

それではお答え申し上げます。井澤議員、高山議員からいろいろご指摘を受けた点でございます。まず、この経緯につきましては、手狭ということと社協で新たな事業展開図りたいということでの移設を昨年度からいろいろ会長を通して私どもに打診があったということで、独自に社協のほうでいろいろと適当な場所といたしますか、そういうのを探してたという経緯もございまして、その辺では今までの町と社協の関係で、その辺を指摘されるとなかなか答えるすべがないんですが、文書というかたちではなく、口頭でやりとりをしてたということでございます。それで、何か所か候補があがったんですけども、なかなかいろいろ利用者の利用の便宜性等から考えると、なかなか適当なところがなかったというようなことで、まず場所決めとして、西部生活センターの場所がいいのではないかなというようなことで、それと、新年度から早急に社協の新たな事業展開で、急いで整備をしなければならないというような状況になったということで、総合計画、本来であれば住民周知という観点からも総合計画にのせて議論をするべきところが、やはり、急ぐというような状況のなかで今回の補正になったということでございます。それで今のふれあいセンターができたときに、質問にもあったとおり、福祉なり保健機能を総合的に一括してユーザーに使いやすいような施設にすると、そういうコンセプトで整備したということでございまして、その辺においてはやはり社協が別なところに行くということでは住民サービスの低下につながるというところは否めないというところがございすけれども、私どもとしては今回、当町の医療機関である病院が新たになるということで、今後近い将来、地域包括センター、それから福祉協議会、あの辺って言いますか、医療福祉ゾーンというようなかたちで、今後その整備を図りたいというような考えもございすので、社協と包括

センター、病院というそういう考えだけではなく、やはりこの庁舎の老朽化も含めた移転など、そういうものもやはり考慮しなきゃなんということでもトータル的ななかで、公共施設の再整備を考えなくてはならないのかなというところでございまして、本当に、今回こういうかたちになりましたけれども、ある意味暫定的な措置として、私どもとらえると、というようなことでございまして、今後早急にそういった老朽化している建て替えを余儀なくされている公共施設の実態を把握しながらさらに総括的な整備を進めるというようなことになろうかというふうに考えてございます。なかなか住民サービスの低下が私ども一番気にするところでございますけれども、そういった社協と福祉課も連携をさらに密にするというようなことで、その辺は全ては解消できないかもしれませんが、何とか対応するかたちでやらせていただければというふうに思ってますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

議長

高山議員。

6 番
高山議員

やっぱり問題なのは暫定的だということの今副町長のお話ありましたけれども、暫定的だから新しい事務所に人が来るのにトイレがいないということではない。職員は我慢して例えば公民館だとか、例えば体育館にまわるということはあるとしても、住民がというところにですね、そう言った、サービス低下ということについてはもう否めないと思うんです。結局文書で要請を貰わないから、4月以降の推進事業のなかのものが、移動支援事業があつて運転手が1人だとかそういった計画的なものを理由をですね、文書にやっぱり付記していつてはじめて、いやいや町はわかりましたということになるのかなと思うんですよ。だから、口頭でこれから町でいろんな団体がいよいよ理事者になり担当課に口頭で物事をお話ただけでいいなんていうことには、やっぱり行政の手順としてはそうはならないということになりますので、やっぱりその辺ですね、やっぱり口頭というのはよくない。文書をつけてなぜ手狭になるのか、今の私の考え方では、推進事業といっても、移動支援事業の常駐しない運転手が1人いるだけ。とりあえずですよ。狭いのは今も狭いんですけれども、そういった状況のなかで、ただ将来の福祉行政といいますか、そういった施設を集約するようなことも検討されているということはありますけれども、どちらかという、できればですね、去年のいつの段階で生活センターを例えば改修するということに決まったのかわからないですけれども、やはり町の総合計画にのせて、地域に説明をして、正規なやっぱり予算で、やっぱり、きちとしたかたちで、この改修をするべきだったなというふうに再度思っておりますのでその辺最後ご答弁いただければというふうに思っています。

議長

町長。

町長

まさしくそのとおりでございますけれども、文書ではないということであり
ますけれども、理事長がですね、私のところに来て社協の総括の責任者という
ようなことで相談に来たということは大変私も、重たく受けとめてございま
して、そういった面でいろんな案が理事長のほうからお話ありましたけれどそ
ういったマイナスの部分はどうカバーするかというようなことで、その場所
の選考に時間がかかったということでございまして、そういったことで、何と
かスピード感をもってやらなきゃならないということで、多少時間がかかっ
たことから総合計画の中にのせなかったことについては、大変申しわけなく
思っておりますが、いずれにしても、社会福祉協議会の今後の役割というの
はますます重要になってくるというふうに考えてございますので、もし必要
な相談業務が社協以外の相談業務がありましたら、連絡をいただければ、社協
のほうに出向いていくというようなかたちで、当面は対応してまいりたいと
いうふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

ほかございせんか。これで質疑を終了します。次に討論を行います。反対討
論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決
定することに賛成の方は挙手願ひます。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第6、議案第3号平成28年度平取町一般会計補
正予算第8号は原案のとおり可決しました。

日程第7、行政報告を行います。第6次平取町総合計画実施計画ローリングに
ついて報告願ひます。まちづくり課長。

まちづく
り課長

それでは私のほうから、第6次平取町総合計画の平成29年度から31年度
までの事業実施計画のローリングについてご説明させていただきます。この
ローリングにつきましては、社会情勢や経済状況の変化に対応するため、毎
年、向こう3年間の事業計画を見直しながら、事業を進めていくというこ
とで行っております。まず説明の仕方というか順番ですが、はじめに事前
にお配りしております各会計の財政計画について、それぞれの担当からご
説明をさせていただきますと存じます。そのあとに各事業について説明を
していきたいと考えております。それでは財政計画の説明に入りたいと思
ひますけれども、その前に、これまでの総合計画審議会の経緯等をお知らせ
したいと存じます。今回の実施計画のローリングにつきましては、昨年
の12月12日、27日、それから本年1月11日と3回の審議会を開催して
協議を行ってきたところです。また、昨年の12月13日から26日にか
けまして、各自治会で説明会を開催し、ご意見等を伺ってきていると
ころでございまして。本日は、1月12

日に答申されました事業実施計画の内容について、議会にもご説明申し上げ、ご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。それから本日は資料といたしまして、審議会や自治会での説明会でいただきました意見等をまとめた冊子につきましても配布させていただいておりますので、ご一読いただければと思います。それでは一般会計の財政計画からご説明を申し上げます平成29年度の数値を主に説明させていただきたいと思います。それではお配りしております、事業実施計画に係る各会計財政計画の1ページ目をご覧ください。まず1番の町税につきましては、平成29年度は4億8960万円の計上となっており、これらは今年度の決算見込みの数字を基にして推計しております。2番の地方譲与税と3番の交付金につきましては、28年度の決算見込みや、来年度の地方財政計画の状況から推計し、譲与税については5720万円、交付金については1億430万円と前年度対比で若干の減で計上しております。次に4番の普通交付税につきましては、現在把握可能な単位費用等によりまして、各年度の推計により算出した数字となっております。平成29年度につきましては、24億8千万円を計上しており、対前年比で7.2%の減と見込んでおります。30年度以降につきましては、この24億8千万円を基本といたしまして、過疎債等の償還分による増加も加味をして算出しております。5番の特別交付税につきましては、平成28年度は、災害復旧に係る経費について交付されるものがあるため、3億5千万円程度を見込んでおりますけれども、29年度につきましては、若干の減ということで3億3千万ということで推計しており、その後につきましても、同額で見込んでおります。6番の分担金負担金につきましては、主に保育料等を計上しておりますけれども、29年度につきましては、後ほど説明いたしますけれども、携帯電話の基地局の整備を実施する予定となっております、その事業に伴いまして携帯の事業者からの分担金を見込んでおりまして、若干増の3400万円ということで推計しております。30年度以降につきましては各年度3千万円として計上しております。7番の使用料手数料については、主なものに町営住宅や排水処理施設の施設使用料などがありますけれども、これについては各年度約1億3千万円を見込んでおります。8番の国庫・道支出金につきましては、障害者自立支援給付金の負担金や、常設保育所の運営費などの経常的な経費の交付見込み額と、これも後ほどご説明いたします事業費に係ります国、道からの補助金等をあわせて計上しており、平成28年度は27年度からの繰越事業分の交付金や災害等もありまして、決算見込みでは14億5900万円ほどを見込んでおります。29年度につきましては、先ほど補正予算で可決していただきましたけれどもトマトの選果施設や博物館改修による、補助金等の増により、14億4200万円ほどを計上しております。30年度以降につきましても、経常的な事務事業に対する国、道の負担金、補助金と、投資的事業に対する補助金とを個別に積み上げて算出しております。9番の

財産収入については、町の土地や町営住宅以外の建物などの貸付料や町有林の流木の売り払い代金などがありますが、各年度約7千万円前後と見込んで計上しております。10番の繰越金につきましては前年度の歳入と歳出の余剰金として各年度5千万円程度を見込んでおります。11番の寄附金については一般的な寄附のほか、ふるさと納税をあわせて各年度4千万円を見込んで計上させていただいております。12番の諸収入につきましては、通常毎年のように見込める貸付金元利収入などのほかに、投資的な事業を行う場合に見込める補助金以外の収入を個別に算出して計上しており、平成29年度につきましては2億2700万円を見込んでおります。13番の基金繰入金につきましては、歳出に対する財源が不足する場合に基金から一般会計に繰り入れて財政運営をしておりますけれども、平成29年度は投資事業の22の事業に2億7600万円を充当する計画となっております。14番の町債については上段に記載しました経常分につきましては、地方交付税的な性格を持ちます臨時財政対策債の額でありまして、29年度は1億8750万円を計上しております。下段の投資分につきましては、後ほど説明いたします各種事業に充当する起債となっております。29年度につきましては、12億4千万円を計上しておりますが、額が増えている要因といたしましては、選果場の整備や二風谷地区の再整備事業、それから博物館の改修事業などの事業に充当するということで、増額となっております。続きまして歳出でございます。まず1番の人件費につきましては、採用計画等を基本にして推計しております。平成29年度は10億2400万円を計上しておりますけれども、32年度以降につきましては、職員の平均年齢が下がることに伴いまして、給与費が減少する見込みとなっております。2番の物件費につきましては、臨時職員等の賃金や事業費、役務費、委託料、各種使用料など、多くの種類の経費がここに計上されておりますけれども、賃金の増加だとか、投資的経費から物件費へ区分を変更したものがありまして、そういうような要因によりまして、平成29年度は8億8900万円ほどの計上をしております。3番の維持補修費でございますけれども、28年度の決算見込みが8300万円程度ということで、29年度もほぼ同額の8300万円を計上し、30年度以降には、維持補修が増額するという見込みで若干金額を上げて8500万円で計上しております。4番の扶助費につきましては、障がい者や高齢者、子育て世代の医療費などの支援を行うための経費でございますけれども、29年度は4億3200万円を見込んでおります。5番の補助費等につきましては、各年度、衛生組合や消防組合の負担金、それから各種団体や施策推進のための補助金などを計上しております。団体負担金などの増加によりまして、平成29年度は6億2千万円と増加を見込んでおりますけれども、平成30年度以降につきましては、国の臨時的給付金の減などにより、減少する推計となっております。6番の公債費につきましては、新規起債等を見込みまして、償還台帳の数値から推計しております。平成29年度は5億4867万円を見込んでおります。

30年度以降につきましては、投資的事業の増加に伴い増加していく見込みでございます。7番の積立金については、基金利息及び条例積立を見込んでおりまして、平成31年度以降は、後期計画で予定しております役場庁舎改築に備え、積立金を2千万円ずつ増額しております。8番の貸付金につきましては、商工関係の中小企業関係融資預託金や奨学資金貸付金など、今年度の実績見込みから各年度3500万円程度で計上してございます。9番の繰出金につきましては、この後ご説明いたします、国保、後期高齢、介護保険、水道、病院の特別会計の一般会計からの繰入金の総額を計上しております。10番の投資的経費は、これも後ほどご説明いたします事業実施計画の総額の数値を計上しております。これら歳入歳出の内容によりまして、平成29年度の予算規模につきましては、総合計画ベースでは、71億円台になるという見込みとなっております。なお、実際の新年度の当初予算につきましては、これから予算内容を精査すること、それから先ほどの議案で補正予算を可決していただきましたトマトの選果施設の整備事業費が平成28年度に計上したことになりますので、平成29年度当初予算については、61億円程度になるかなというふうに見込んでおります。それから下の欄の基金残高でございますけれども、これは各年度の事業執行に必要な財源を取り崩した場合の残高を記載しております。第6次総合計画の最終年度である37年度末では、11億円あまりになるという推計になっておりまして、昨年度、議会でご説明した残高から、約1億3千万円ほど減るという推計になっております。またその下の欄の起債残高ですがこれにつきましては37年度末で66億8500万円ほどとなる推計で、昨年度お示しした数値より10億ほど増える見込みとなっております。これにつきましては、当初計画になかった事業や予定した補助金などの財源が見込めなくなったなどの理由によりまして、基金や起債にその財源を求めたことによるものでございます。このように厳しい財政状況となっておりますので、今後とも事業内容を精査しながら計画を見直していきたいと考えております。以上で一般会計の財政計画について説明を終わります。

議長 休憩します。再開は11時5分とします。

(休憩 午前10時53分)

(再開 午前11時 5分)

議長 再開します。休憩前に引き続き財政計画について説明をお願いします。町民課長。

町民課長 それでは、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計でございます。最初に国民健康保険事業会計の平成29年度分について、ご説明を申し上げます。ページは3ページとなっております。まず、考え方でございます

が、国保会計は医療保険会計でございまして被保険者が病院等にかかった際に1割もしくは2割、3割の自己負担を願っているところでございます。残りの医療費をこの国保会計から支払っており、全体予算の大半を占めております。その医療費の基本は保険税など自主財源で賄い、残りを国及び道からの補助金によって賄っております。それでは収支内容について、歳入のほうからご説明を申し上げます。まず、1の国民健康保険税ですが、保険給付費の基礎となる、被保険者から国保事業のために徴収する税で①の医療給付費が1億6千万円、②の後期高齢者支援金が4200万円、③の介護納付金が1400万円、合計2億1600万円を計上いたしております。2の使用料及び手数料についての計上はございません。3の国庫支出金ですが、それぞれの医療費及び療養給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等に係る費用、高額医療共同事業、財政調整交付金助成で2億1500万円を計上いたしております。4の療養給付費交付金でございまして。退職被保険者60から64歳の療養給付費等に係る費用が助成され、2700万円を計上いたしております。5の前期高齢者交付金でございまして。前期高齢者、65歳から74歳の被保険者に対して、社会保険診療報酬支払基金から交付され、保険給付費等にあてられるもので1億2千万円を計上いたしております。6の道支出金でございまして。財政調整交付金が助成され、4800万円を計上いたしております。7の共同事業交付金でございまして。共同事業拠出金に対して、高額医療費等発生した場合に対して交付されるもので、2億2千万円の計上でございまして。8番目の財産収入、基金利息の5千円の計上。9の繰入金ですが、①として、他の会計からの繰入金は一般会計からで5千万円の計上でございまして。内容といたしましては保険基盤分、財政支援金分、出産費の部分で、国の法定ルールに基づいた交付金でございまして。②といたしまして基金の繰入金はございません。合計5千万円でございまして。10の繰越金の計上もございません。11の諸収入につきましては、雑入、いわゆる利子延滞金等で10万円の計上でございまして。歳入合計額8億9610万5千円となっております。次に、歳出でございまして。1の総務費でございまして。国保事業の運営に要する経常的経費で6700万円の計上でございまして。2の保険給付費でございまして。これが療養給付費で、被保険者が医療費に要したうち、保険者が直接医療機関へ支払うもので、出産育児一時金、葬祭費等を含めまして4億7千万円の計上でございまして。3の後期高齢者支援金でございまして。これは全被保険者が拠出し、後期高齢者医療制度を支える仕組みで9千万円の計上でございまして。4の前期高齢者納付金でございまして。これも制度を支える拠出金で10万円を計上いたしております。次に、5の老人保健拠出金でございまして。医療費精算に係る拠出金でまだ経過措置継続中でございまして、5千円の計上となっております。6の介護納付金でございまして。介護保険制度を支える仕組みで3700万円の計上でございまして。7の共同事業拠出金でございまして。高額療養費に伴い保険者の運営基盤の安定化を図るため設けた制度でございまして、2億1900万円の計上でございま

す。８の保健事業費でございます。これに関しましては特定健康診査、特定指導をすることによって医療費の抑制を促すことを目的として５００万円の計上でございます。９の基金積立金でございます。基金の利息でございます、１０の計上でございます。また、１０の公債費についても、同様でございます。１１の諸支出金でございます。直診施設、いわゆる国保病院に対する繰出金で、救急患者受入支援事業等に８００万円を計上いたしております。合計で歳出合計８億９６１０万５千円となっております。次に、後期高齢者医療事業会計の２９年度関係部分についてご説明を申し上げます。ページは４ページとなっております。本制度は平成２０年４月より、後期高齢者医療制度がスタートし、これまで市町村から北海道後期高齢者医療広域連合が運営を行い、市町村は、対象者から保険料を徴収し、広域連合に保険料を納付する仕組みとなっております。歳入についてご説明を申し上げます。１の保険料でございます。医療諸費に要する費用で北海道後期高齢者医療広域連合が試算しました５５４万８千円を計上いたしております。２の使用料及び手数料ですが５千円の計上となっております。３の繰入金ですが、３１６万５千円の計上でございます。内訳といたしまして、一般会計からの事務費繰入金７２万４千円、会計運営費として４００万円、市町村事務負担金等３２万４千円と保険基盤安定繰入金２４万４千円等でございます。４の繰越金につきましては前年度繰越金を０円計上でございます。諸収入でございます。延滞金等で４千円の計上でございます。以上、歳入合計８７１５万円でございます。次に歳出でございます。１の総務費ですが、一般管理に要する経常的経費で４００万円の計上でございます。２の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。事務費負担分、保険基盤安定負担金及び保険料分で支払い８２万４千２百円の計上となっております。３の諸支出金でございます。保険料の還付金等で８千円の計上、４の予備費につきましては４０万円の計上といたしております。合計８７１５万円となっております。以上で、特別会計の２会計についての説明を終わらせていただきます。以上でございます。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 続きまして５ページ、平取町介護保険事業の特別会計についてご説明させていただきます。まず２９年度の第１号の被保険者数ですが、１７４５名で考えております。まず介護保険料の基準額、それについてご説明いたします。まず介護保険料の基準額ですが、平成２７年から２９年度まで、第６期ということになりまして、３５００円ということになります。そしてまた平成３０年から、次、第７期の計画ということになりまして、予定では４７５０円を考えております。それでは歳入から説明させていただきます。まず、介護保険料でございますが、これは、第１号の被保険者数、６５歳以上の方の介護保険料ということになりまして、６４００万円を計上させていただいております。次に使

用料手数料ですが、これは2千円でございます。次に3の国庫支出金でございますが、これにつきましては、まず説明欄に介護給付費負担金と地域支援事業の交付金ということになります。まず、これについてご説明いたします。まず介護給付費負担金の内容でございますが、これは居宅介護サービスの給付ということになります。現在社協が行っております居宅のヘルパー事業、またデイサービスセンター、それからかつら園などが行っておりますデイサービス、ショートステイに係る経費ということになります。それとまた施設介護サービス給付費ということになりまして、今現在かつら園の特養ですね、それから振内にありますこころのホームのこれの給付費ということが入ってきます。補助といたしましては、15から20%の補助がくるということになります。次、地域支援事業でございますが、これは要支援1から2の比較的軽い方のサービスということになります。内容といたしましては、介護予防、それから生活支援サービスの事業ということで、社協が実施するヘルパー、それからまたデイサービスもございます。それとまた包括的支援事業ということで、高齢者の虐待防止ネットワークなど、また権利擁護など、それから認知症ですか、なども入ってくるというようなことになります。それとまたもう一つ任意事業ということで、食の自立支援、それから認知症サポーター養成ということでそういう事業が入ってきます。またもう一つ、一般介護予防事業も入ります。地域のリハビリテーション活動ということで、事業がございます。これにつきましても、25から39.5%の補助ということになります。次に、4番目の支払い基金の交付金でございます。これにつきましては、介護、それから介護予防に係る費用に対して、第2号の被保険者、これは40歳から64歳の医療保険税に納められた、介護の納付金ということで交付されることになります。約29%ということになります。続きまして、道の支出金ということになります。これは国庫支出金で説明したように、これに対して、道の支出金ということになります。金額は7171万7千円ということになります。続きまして6番の財産収入でございますが、これは準備基金の実施ということになります。次に、繰入金でございます。これは三つございます。まず、一般会計からの繰入金と基金の繰入金、それから保険料の減免の負担金ということになります。まず1番の一般会計の繰入金ということになりますが、これにおきましては、まずこれ国、道、それから町村ということでこれは町の負担ということになります。続きまして、基金の繰り入れということで、本年度2285万2千円を予定しております。それと保険料の減免負担金ということでありますが、まず介護保険では保険料として第1段階から第9段階までの保険料がございます。その中で一番下の第1段階の低所得者の保険料のこれは減免ということになります。これが国、道、町村で補填するものでございます。次、8番の繰越金でございますが、これは繰越金として50万円の計上でございます。次に諸収入として10万円、歳入の合計といたしまして4億8028万9千円を見込んでおります。次、歳出でございますが、まず1番の総務費でございます。こ

れは一般的な事務経費ということになりまして1750万ということになります。これにおきましては、来年度からまた介護保険が変わるということもございまして、システムの改修費なども含めまして、昨年度より多少金額が上がっております。次、2番目の保険給付費でございますが、これは4億3千万円ということでございますが、これは居宅介護サービスと地域密着型の給付費のグループホームに係る経費ということでございます。次、地域支援事業ということでございますが、これは一般の介護予防、また包括支援事業では任意事業というようなことございまして、3264万5千円の計上でございます。次、4番の基金の積立金ということでございますが、これにつきましては基金の積立金の分ということであります。次、公債費が1万円、そして諸支出金が7万4千円、歳出の合計が4億8028万9千円ということで、歳入歳出差し引き0でございます。そして基金残高ということで一番下段にあります29年度で2462万1千円ということになります。以上で、介護保険の説明を終わらせていただきます。

議長

続きまして建設水道課長。

建設水道
課長

それでは、6ページの簡易水道特別会計の財政推計についてご説明申し上げます。まず、歳入の部分ですけれども、使用料、皆さんから徴収している水道料金ですけれども、29年度におきましては、1億3073万2千円を見込んでおります。2の手数料ですが、これは新たに水道を引き込む場合の設計、検査にかかる手数料ということで20万円でございます。3、国庫支出金ですけれども、これは水道事業を行うにあたり、国からの補助金ということで2235万円を見込んでおります。4、繰越金ですけれども、これは前年度からの繰越金ということで50万円。5の繰入金ですけれども、この部分に関しては、国庫支出金、起債、使用料等をあてても不足する分ということで、一般会計からの繰入金ということで、8522万5千円でございます。6の町債ですけれども、この部分に関しては、整備事業にあてる起債ということで4800万円。7の雑入ということで各種還付金ということで1千円。合計いたしまして歳入の合計が2億8700万8千円でございます。次、歳出の部分ですけれども、一般管理費、これは職員の給料ですとか、水道のメーター検針の委託料システム等々でございますけれども、3196万3千円。2、事業費ですけれども、この部分の一つ目には維持管理費ということで通常の運営に係る水質検査ですとか電気料、消耗品、修繕等をあわせた額でございまして4540万円。建設改良費ということでこれは水道の整備事業に係る事業費ということで9668万2千円ということで、2の事業費の合計が1億4208万2千円ということになります。3、公債費ですけれども、これは今までの起債の償還金でございまして、1億1246万3千円でございます。4、予備費ということで50万円。足しまして歳出の合計が2億8700万8千円ということで、歳入歳出同額

議長

となっております。以上です。

病院事務
長

続きまして、病院事務長。

病院会計の収支見込みについて説明いたします。7 ページになります。まず公営企業会計につきましては一番左側の項目であります収益的収支と資本的収支に区分されます。収益的収支は通常の営業活動による収支となりまして、資本的収支は施設や医療機器などの整備に関する収支となります。本日提示しております資料につきましては昨年9月に見込んだ数値となっております。現時点では28年度の決算見込みにつきましては、ここの数字とちょっと違った数字となっております。まず、収益的収支になりますけれども、収入の医業収益につきましては入院、外来などの診療による収益となりまして、医業外収益は一般会計からの繰入金が主なものになります。支出の医業費用につきましては医業収益を得るための費用となり、人件費や診療材料、薬品、減価償却費などとなります。医業外費用につきましては消費税や支払利息などとなっております。この収入から支出の差し引きが経常損益となります。28年、29年と赤字を見込んでおりまして、30年度は黒字というふうに見込んでおります。31年度は約1億7千万の赤字と見込んでおりますがこれについては現在の病院建物を取り壊すことにより、建物の償却費を31年度で費用として計上することにより、大きく赤字となるというふうに見込んでおります。特別利益と特別損失を加えた損益が当年度の純利益または純損失となります。特別利益、特別損失は特に大きなものは見込んでおりませんので、経常損益とほぼ同じ額が計上されることとなります。次に、資本的収支になりますが資本的収支は支出に対してどのような収入、いわゆる財源を確保しているかという見立てになっております。まず、支出の項目になりますけれども、その中の1番、建設改良費の大部分につきましては、病院の改築に係る見込み額を計上しております。29年度が9億2100万円、30年度が7億7千万円。31年度が4億8千万円程度と見込んでおります。2の企業債償還金につきましては31年度は30万円程度ですけれども、32年度から改築に係る償還が始まることとなります。3番の他会計長期借入金返還金は32年度で償還が終わることとなります。4のその他は奨学金等の貸し付けとなります。上に戻りまして収入は企業債は病院の改築に係る資金の借り入れとなりまして、他会計補助金、他会計負担金は一般会計、特別会計からの繰り入れとなる額を見込んでおります。資本的収支の31年度までの各年度見込みは主に改築の事業費の見込みとなっております。一番下に繰入金合計額とありますけれども、一般会計などから繰入金の額を見込み記載をしております。31年度までは3億9千万円程度の繰り入れとなりますが、企業債の償還が本格的に始まることとなりますと、4億円を超す繰り入れが必要となると見込んでおります。以上簡単ではありますが収支見込みの説明とさせていただきます。

議長

続きまして事業実施計画に移ります。まちづくり課長。

まちづくり
課長

それでは第6次総合計画平成29年から31年度までの事業実施計画についてご説明申し上げます。事業数も大変多いということもありまして、また事前に資料を配布させていただいておりますので、主に新規事業や、事業費の大きな事業、それから昨年度から変更になった事業などを中心に説明したいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。それではお配りしております事業実施計画書の1ページ目をお開きください。左側にナンバーがふつてありますのでナンバーを読み上げまして、事業を説明していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。まず、1ページ目の7-1番、学校施設改修事業でございますけれども、これにつきましては、貫気別小学校、それから紫雲古津小学校の補修ということで、新たに29年度、30年度に350万、それから200万ということで計上させていただいております。それから、次の7-2、学校体育館改修事業ということで、これにつきましても、学校の体育館の雨漏りや外壁等の補修が必要ということで、新たに計上させていただいております。平成29年度二風谷小学校、それから30年度紫雲古津小学校、31年度貫気別小学校ということでそれぞれ、1千万円ずつを計上させていただいております。3ページ目をお開きください。20-1、町民体育館柔道畳入替事業ということで、これも29年度の新規事業ということで、これにつきましては、町民体育館の柔道室の畳が劣化によって沈み込みだとかありまして、練習だとかそういうときに大変危険ということもありまして、入れ替えるということで、260万円の計上を新規でしております。続きまして5ページ目をお開きください。27-1ということで二風谷アイヌ博物館整備事業ということで、博物館につきましては平成4年に開館いたしまして、25年が経過しております。それで雨漏りだとか結構ひどいということと、また紫外線対策がされてないということで、展示物の中には重要文化財等もたくさんあるということで、今後国の象徴空間の関係で、広域連携ということで、今後そういうところからの文化財も引き受けてすることもあるということで今年度、29年度に新たに修繕等の事業を行うということで、1億2千万円の事業費を計上しております。国の補助金ということで4千万円を見込んでございます。それから36番目、二風谷地区再整備事業でございますけれども、これにつきましては、今年度28年度から今駐車場を整備しておりますけれども、29年度につきましては今現在、中央にある駐車場の部分につきましては、緑地化を図りまして、せせらぎだとか、池だとかの水辺の空間を創出することで修景の整備ということで、2億6千万円ほど計上させていただいております。次、7ページ目をお開きください。38番目、平取町民芸品共同作業場整備事業でございますけれども、これにつきましては作業場の実施設計ということで29年度で1500万円ほど計上させていただいて、30年度に整

備をするということで今計画をしてございます。次、9 ページをお開きください。4 9 - 1 ということで、国保保険者事務処理標準システム導入事業ということでございますけれども、これにつきましては、平成 3 0 年度から国民健康保険の運営主体が町から都道府県に移管されることに伴います、既存システムの改修を行うための費用ということで、6 千万円の事業費で、ほぼ国費で賄われるということになっております。次、1 1 ページ目をお開きください。5 9 番目の第三者継承就農支援事業ということで、この事業につきましては、担い手確保の一環として高齢等によって離農する農家の農業資産を第三者である新たな就農希望者が活用できるように支援するというもので、当初 2 9 年度で予定しておりましたけれども、ちょっと事業内容を精査するというもので、3 0 年度からということで予定しております。これにつきましては現在のうちの就農対策につきましては、夫婦の方ということでやっておりますけれども、いろいろな枠組みのなかで新規就農者を確保したいということもありまして計上させていただいております。それから 6 3 - 1 ということで、野菜選別施設の整備事業ということで、これにつきましては先ほど補正予算で可決していただきましたけれども、事業自体は 2 9 年度に実際に行うということで、ここに計上させていただいておりますけれども、トマト生産量の増加によりまして、選別機械の処理能力を超えているということで、予冷をはじめとする品質管理上の問題ですとか、ピーク時には、選果が深夜までおよぶということなので、人件費の問題だとか、人員の確保の問題などもありまして、この整備をすることによって高付加価値のトマトの出荷をできるというようなことで、出ておりまして全体事業費としては約 9 億ですけれども、平取町の負担としましては 8 億 5 千万円ほどということになっております。続きまして、1 3 ページ目をお開きください。6 9 - 1 ということで、就農チャレンジ農場整備事業ということで、これについては平成 3 1 年度の新規事業ということで計上させていただいておりますけれども、この事業につきましては、農業に挑戦したい人を雇用するかたちで就農につなげるための農業用ハウスの整備を行い、雇用型の農業によって農業研修していただきながら、将来的には平取町で独立していただきたいというようなことも含めて、これは今やってる新規就農の枠組みでいきますと、夫婦の方しか今の平取ではありませんので、単身者だとかそういう方でも、農業に就農していただけるというようなことでそういう枠組みをつくりたいということで計上させていただいております。それから 7 1 番目の町営牧場野鹿柵整備事業ということで、これにつきましては町営牧場の鹿の侵入を防ぐための鹿柵の設置ということで、2 9 年度に新規で計上させていただいております。それから 7 3 - 1 ということで、バイオマス利活用事業ということで、平取町はバイオマス産業都市構想を認定いただいておりますけれども、それに基づきます具体的な事業化に向けた調査を行うということで国の補助金をもらいながら、平成 2 9 年度で調査をしていきたいということで計上してございます。それからその下 7 3 - 2 ということで山村

活性化支援事業ということで、これにつきましては、平取町の農産物による新商品と販路拡大の研究を全額国の制度を活用しながら、事業的には平成27年度からやっておりますけれどもこれは29年度確実にいただけるということで、当初予算にのせて計上しておりますして、350万円で実施をするということで、29年度で終わる事業でございます。それから73-3ということで、平取産米の清酒醸造事業ということですが、これにつきましては、新規事業ということになりますけれども、平取町のお米を使いまして、新たに清酒を醸造して平取町の新たな特産品といいますか、お土産物にしたり、ふるさと納税のお返しにしたりというようなことを考えております。また今水稻の作付面積もだんだん減ってきているということで、将来的に水稻の作付面積の維持につながるかどうかというようなことも視野に入れながら研究していくということで、来年度、29年度に新たに酒米を平取で生産していただいて、お酒ができるのは次の年30年度になると思いますけれども、一応そういうことで計上させていただいております。次、15ページ84-1ということで、住宅リフォーム助成事業でございますけれども、これにつきましては昨年の総合計画の中では一応事業で落としたんですけども、各地域からの要望だとか議員さんからの要望もあったということで、28年度に新たに制度をまた設けまして、5年間やるということで、今回、29年度からということで、600万円ずつ計上させていただいております。それから17ページ目、87番、地域商品券発行事業でございますけれども、これにつきましても毎年、今年度につきましてもずっと補正予算で対応してやっていたところでございますけれども、今年度、補正予算でやるとどうしても時期が秋から冬にかけてということで、使うお店だとか限られてくるということもありまして、今年度につきましては当初予算でつけまして、もうちょっと早い時期から取り組めるようなかたちということで、計上させていただいております。それから91-1ということで旧びらとり温泉地下重油タンク処理事業ということで、びらとり温泉の旧施設の活用についてはちょっとまだ未定といいますか、今検討ということで、解体するのか、今後何か使っていくのかということで検討中なんですけれども、温泉施設の重油地下タンクについて、廃止処理を行うためということで、これは消防からの指摘もありますので、29年度で処理をするということで計上させていただいております。それから92番の町有林整備事業ですけれども、これにつきましては冬期間の雇用創出を目的に、平成20年度より森林内作業を実施しておりますけれども、計画していた森林内作業が概ね終了したため、平成29年以降は一応、事業のほうは見直すということで計上しないこととしております。今後はまた必要とあれば、計上していくかなというふうに考えております。21ページ目をお開きください。110番の幌毛志川向線道路整備事業につきましては、一応29年度で実施する予定でございましたけれども、町の財政事情等もいろいろありまして、勘案した結果1年先送りということで30年度以降に実施することにしてございます。それ

から道路照明灯ＬＥＤ化事業につきましては、道路照明灯２２５基をリースによってＬＥＤ化するという事で、来年度から３４６万円ほど計上させていただきます。それから１１６－１ということで、仁世宇１号橋整備事業ということで、仁世宇の１号橋につきまして橋梁点検を行ったところ橋台の変状による、損傷が発見されまして、今後の通行に危険が生じるおそれがあるということから、付け替え等の工事を行うこととしまして、一応３か年で実施するという事で２９年度から３１年度の３か年で実施することで計上させていただきます。それから、１１７－１ということで、公衆無線ネットワーク環境整備事業ということで、これにつきましては、生活館等で無線インターネットができるように環境整備を行うということで、これについては各生活館でWi-Fiの整備をいたしまして、福祉的なものだとか、あと趣味的なものでお年寄りだとか地域の方が集って自由に使えるような環境をつくりたいということで計上させていただきます。それから１１８番目、平取町携帯電話鉄塔施設整備事業でございますけれども、この事業につきましては町内で携帯電話不感地帯ということで小平のアベツ地区が不感地帯だったんですけれども、ここに町のほうで整備をするということで、携帯事業のほうでＮＴＴとauのほうで事業に参加していただけるということになりまして、携帯電話２社がそこに乗るということになっておりまして、事業費は約８５００万ということで、国３分の２、事業者から９分の１ということで、事業費をいただきながら整備をするということになっております。次に２３ページ目、１２１番でございますけれども、去場地区の水道配水管整備助成事業でございますけれども、この事業については２９年度、道の補助金を使ってやるという予定をしておりましたけれども、予定しておりました道の補助金の要件に該当しないということが今年度判明いたしまして、事業の内容を改めて精査するという事で１年先送りをさせていただきます。３０年度から調査をしたいということで事業を先送りさせていただきます。それから１２２番目の生活雑排水処理施設整備事業でございますけれども、これにつきましては小平地区の排水処理施設が老朽化というかそれで急遽取替えなきゃいけないということで今年度整備するという事で計上させていただきます。１２４－１ということで、生活雑排水処理施設移設事業でございますけれども、これは中山間総合整備事業の平取南地区の整備にかかわりまして、農業用排水路整備に伴って支障となる雑排水管の移設を２９年度で行うということで、９２０万円ほど計上させていただきます。次が２５ページ、１３６番のミズグチの沢改修事業でございますけれども、これについては道道横断管の改修とあわせての河川の改修を実施するものですけれども、道道の改修が今年度２９年度実施されるということで、１年終わってからやるということで１年先送りさせていただきます。それから１４１－１の旧上貫気別墓地整備事業でございますけれども、この事業につきましては平成２年に町が石碑を建立したものの、特に整備をしてはならず、山林のままとなって

おりまして、そこを墓地としての環境を整備するために29年度100万円の計上をさせていただいております。次、27ページ目、149番、民間賃貸共同住宅の整備費助成事業ということで、この事業につきましては、一応平成28年度で終了という予定をしておりましたが、目標戸数30戸に対して、今年度実施予定で28戸ということで、まだまだこういうアパートの需要があるということで、2年間事業を継続するというので29、30年度で改めて計上させていただいております。31ページ目、168-1、生活館等施設整備事業でございますけれども、これについては生活館等の維持管理のために、屋根だとか外壁の塗装、修繕を行うものということで、平成30年度から定期的に箇所を決めてやっていくということで30年度から600万円を計上させていただいております。それから、170-2ということで、開町120周年記念事業ということでこれにつきましては平成31年度、平取町開町120年になるということで、まだ具体的にどういうことをするか決めておりませんが、一応記念事業をしたいということで31年度に100万円ほど計上させていただいております。あと33ページで新規事業、ありますけれどもこれにつきましては町の行政システムの整備ということになっておりますので、説明は省略させていただきたいと思います。一般会計のほうは以上で大体終わります。それであと特別会計のほうですけれども、水道会計で新規といたしまして、本町地区簡易水道の水利権の更新事業というのがありましてこれについては、本町地区の水利権の更新を行うためということで29年度に水利権の更新を行わなきゃいけないということで、410万円ほど計上させていただいております。それから病院会計でございますけれども、先ほどの財政計画でもご説明ありましたけれども、29年度で約9億2千万、それから30年で9億6100万、31年で2億8700万ということで、3年合計で約21億6900万で病院の整備を行うというふうに計上しております。昨年度まで投資事業ということでのせておりましたが、投資的経費から経常経費に変更したものもありまして、事業から落ちてくるものもありまして、それについては25番の図書館システム整備事業、それから63番の農業振興事業、74番の畜産公社の補助事業、96番の土木積算システム等の運用事業、171、172、174、175、これは庁内のパソコン等の整備にかかっている事業についてはほぼ経常的な、毎年かかるリース料ということで今年度から投資的事業からはずさせていただいております。あと、基金充当事業について説明いたしますけれども、基金充当事業については、1ページ目の7-1の学校施設改修事業、12番目の教員住宅整備事業、3ページ目の町有バスの新規購入事業、13ページ目70番の町営牧野整備事業、それから15ページ目の78番民有林活性化事業、19ページの94番町道整備事業、95番の道路施設整備事業、102番の荷負市街線拡幅事業、105番の荷菜田村線改良舗装事業、106番の荷菜三浦分譲1号線・2号線改良舗装事業、次のページ21ページ目の道路ストック点検事業、115番目の橋梁長寿命

	化修繕事業、それから１１６－１の仁世宇１号橋整備事業、２３ページ目、１２２番の生活雑排水処理施設整備事業、１２４番の生活雑排水処理施設区域拡大事業、１２７番目の河川整備事業、１３１番目の体育館前排水路整備事業、２５ページ目、１３３番の振内排水路整備事業、１３４番の赤石の沢河川改修事業、２７ページ目、１５１番の公営住宅小規模改修事業、同じく１５２番目の公営住宅大規模改修事業、最後に３５ページ目、１８３番職員住宅大規模改修事業ということで、全部で２２事業、合計で２億７６００万円ほど基金を充当するという計画になっております。以上で雑駁でございますけれども、事業実施計画について、ご説明を終わります。
議長	休憩します。再開は１時です。 （休 憩 午前１１時５５分） （再 開 午後 １時００分）
議長	再開します。質疑に先立ちまして、先ほど説明のありました事業実施計画の基金事業についての説明で補足の説明を行いたいと求められておりますので、これを許します。まちづくり課長。
まちづくり課長	先ほど最後のほうに基金充当事業についてご説明申し上げましたけれども、ちょっと言葉足らずで申しわけなかったです。基金充当事業につきまして、実施計画上、基金充当の欄がございません。それで一般財源になってる部分で、基金を充当する事業を先ほどご説明しましたので、ちょっと申しわけなかったですけども、先ほど言った事業についての一般財源について、その一般財源分のうち基金を充当する事業ということになりますので、ご了承いただければと思います。以上です。
議長	それでは休憩前に報告のありました第６次平取町総合計画について質疑を行います。質疑の順序といたしまして、はじめに事業実施計画にかかわる各会計財政計画を行い、続いて事業実施計画をページごとに行いますので、よろしくご配意願いたいと思います。また、実施計画の質疑につきましては１事業につき１人３問までといたしますので、ご協力よろしくお願いをいたします。それでは、各会計財政計画の一般会計から質疑を行います。一般会計１ページ、２ページにつきまして質疑はございませんか。１１番千葉議員。
１１番千葉議員	私のほうからここに関して１問だけ質問をしたいと思います。先ほどの財政計画の中で基金残高の説明もちょっと加えてあったわけでございますけども、平成３３年から３７年度、今回出てる数字の上での予想額は大体１１億ぐらいの基金残高ということでございますけども、この今現在ある、基金の残高

	22、3億ございましてこれは十分新庁舎なんか、いわゆる、俗に箱物を意識したなかでの基金残高が11億ぐらいととらえていいんでしょうかね。
議長	まちづくり課長。
まちづくり課長	基金残高につきましては、昨年度策定した時に最終的な目標で10億程度残すという目標が確かあったかと思うんですけども、それに基づいてやっておりまして、あと今回策定した事業と、昨年度作成した後期事業の一般財源分に係る不足財源を補った部分の財源に充当していくというようなかたちで考えておりまして、その結果として37年度に大体11億ぐらいの基金残高ということで想定をしております。
議長	千葉議員。
11番 千葉議員	単年度の平取町がおかれてる環境含めてですね、人口の推移も含めて、あるいは納税者の推移も含めての話になるんですけども、最終的にですね、今回の財政計画見ましたら平成37年度、これから先8年9年先の話でございすけども、最終的には、今後まだ展開されるだろう、いわゆる基金を使つての事業も含めてなんですけども、端的に言ってこれから10年先の平取町の財政規模も含めて、基金残高、どの程度にとどめておくのが望ましいという、雑駁な質問でございすけども、考えているのかそのこともあわせてお伺いしておきたいと思います。
議長	副町長。
副町長	お答え申し上げます。今、まちづくり課長のほうからも答弁ありましたように、第6次の総合計画の10か年事業の中での基金の取り扱いということでございまして、一つの目標数値として、第7次につなぐ基金の規模は10億を目安としようとして、そういうことでの基本構想の組み立てになってございまして、10か年予定している箱物も全て含めて充当した後の基金残高をこの程度にしようという、そういう財政計画というようなことになっておりますので、今後本当に財政計画は水物と言うと語弊があるかもしれませんが、その時々々の国等の財政状況、それから地方財政計画等にも大きく左右されるというようなこともありますので、極力やはり次の世代というか、次の時代につなぐ基金残高は10億というようなことを想定して、毎年の計画をその社会情勢等に応じて、執行していくというようなことにするというところでございまして。
議長	ほかございせんか。なければ次に3ページ、国民健康保険事業会計につい

	て。それではないようでありますので、次に4ページ、後期高齢者医療事業会計について。よろしければ、先に進みます。5ページ、介護保険事業会計について。質疑ございませんか。なければ、次に6ページの簡易水道事業会計について。ないようですので、次に7ページ、国民健康保険病院事業会計について。質疑ございませんか。ないようですので各会計財政計画の質疑を終了いたします。続きまして、事業実施計画の質疑を行います。事業実施計画の一般会計、1ページ、2ページにおける質疑はありませんか。1番松原議員。
1番 松原議員	1番松原です。1ページの、7-2の二風谷小学校の改修なんですけども、二風谷の小学校の2階の窓からの日差しが大変強いということで、日差しも何とかこう、軽減できるようにしてもらいたいという意見があったんですけども、これは今体育館の改装だとかそういうものだけしか見積もってないんでしょうか。
議長	生涯学習課長。
生涯学習 課長	はい、ただいまの質問でありますけども、この事業計画につきましては雨漏りがひどい体育館の改修ということで掲載をしております。ご質問にありました、天窓といいますか、そちらのほうについては屋根ということになりますので、なかなかその部分というのは手がつけれない状況であります。
議長	よろしいですか。松原議員。
1番 松原議員	毎年いろいろ学校訪問してあれなんですけども、こういう要望がいろいろあるんですけども、将来的にやっぱり改善していくっていう考えはあるんでしょうか。
議長	生涯学習課長。
生涯学習 課長	そういう何か良い手立てがありましたらということでは考えておりますけども、学校からはそういう要望があがっておりますので、内部で十分検討させてもらいたいと思います。
議長	ほか、このページはございませんか。なければ、3、4ページ。6番高山議員。
6番 高山議員	ちょっと確認なんですけれども、3ページ19番の町民グランド改修事業と21番の町民総合グランドということの、去年もこういう指摘あったんでないかなと思うんですけど、これは正式にはどちらの名前、グランドは正式にはどういう名前が正規なのか。正規がどっちかであればきちっと合わせたほう

	がよろしいのかなと思うんですけど、その辺伺いたいと思います。
議長	生涯学習課長。
生涯学習 課長	申し訳ありません。前回もそういう質問ありまして、正式には21番目の町民総合グラウンドという名称が正しいものであります。
議長	ほかございますか。なければ、5ページ、6ページ。6番高山議員。
6番 高山議員	5ページの25番の前、申しわけないですけども24番のですね、図書館整備事業でこれずっと、そういった意味では図書資料だとか、そういったかたちで毎年250万ずつぐらい入れておりますけれども、現在の蔵書というのはどれぐらいなってるのか、前にさかのぼって聞いてもよろしいですか。3ページなんですけど。
議長	よろしいです。生涯学習課長。
生涯学習 課長	正式な細かい数字まではちょっと確認できませんけども、やや8万というような数字で、たしか昨年度そういったような数字で聞いてたと思います。
議長	高山議員。
6番 高山議員	ちょっと去年聞き漏らしたかもしれないです、8万ということなんですけれども、年度ずつ新しいものもございますので、250万ずつずっといってまんですけども、最終的に図書館の蔵書のその目標というのは、前に聞いた時はもうちょっと、超えたんでないかなってというようなそういつて、確か5万だとかなんぼとかって言ってたような気がしたんですけども、更新もあるからということにはなりますけれども、蔵書の目標としてはどれぐらいを想定しながらということ考えているか。まあ更新があるから、予算的にはあまり変わらないよってということもあるでしょうけれども、蔵書の目標的な最初の内容は、どういう内容で目標を持っていたかわかればおしえていただきたい。
議長	生涯学習課長。
生涯学習 課長	当初の目的としましては7万冊ということで整備を進めてきてはいるんですけども、当然保存して、展示してない部分も含めまして今8万程度あるということで聞いておりますので、毎年更新をしながら、古いものについては廃棄するなりということで、新しいものを整備したいということで予算のほうについては毎年お願いをしております。

議長

5 ページ、6 ページについてはありませんか。7 番井澤議員。

7 番
井澤議員

27-1 の二風谷アイヌ博物館整備事業のところで29年度で1億2千万の工事ということになって、いろんな修繕と設備の更新及び設置というようなことがあるんですが、建屋の修繕等のことについて1億2千万の中の幾らかのものについての按分があるんでしょうけども、その按分のことはここの中には書かれてないんですけども、それからその修繕についてもこれだけの大規模の修繕をするとすると、その設計費とかそういうものが少し大きな金額でかかってくるんじゃないかと思うんですが、その辺のところについてはどうなってますでしょうか。

議長

文化財課長。

文化財課
長

お答えします。この件に関しては、ただいま観光庁の補助金で申請をする準備をしてる段階でして、この申請が採択されれば29年度に工事の実施をするということで、現在準備をしている最中です。観光庁の補助金自体は28年度の補正になるんですが、29年度に繰り越してということで、今その準備をしてまして、実施設計が約700万見込んでおります。それを除いた部分が工事の設計になりますけども、観光庁の補助金ですので、目的としては、訪日外国人、インバウンド対応ということで、外国人客が来ることに對する手当てということになりますので、あまり改修、改修工事は良いんですけど、屋根、壁を直すというのがメインではなくて、博物館の伝承サロンを訪日外国人が来てもアイヌ文化を紹介できるような多言語化という映像を見せながら、日本語だけでなく英語とかほかの外国語でアイヌ文化を紹介する、あるいは展示物の表記を日本語だけではなくて多言語で表記するとか、そういうのをメインにしています。あわせて、ご存じかと思いますが、白老のアイヌ民族博物館が29年度末、このあと1年で閉館することになってまして、それによつての訪日外国人が二風谷に集中することも予想されますので、あるいは先ほども説明しましたが、国立博物館が建つとうちの町の博物館との連携も当然出てきますので、そういう重要文化財を展示する場合、アイヌ民具のほとんどの中に漆器、漆の製品がありますけども、漆製品は紫外線に非常に弱いっていうことがありますので、紫外線を防ぐためにはうちの現在の博物館、ガラス張り、壁も屋根もガラス張りが一部ありますので、その紫外線を遮光するとか、あるいは今現在ついてるボイラーですと、温室管理がちゃんとできませんので、そういう温室管理を徹底するという意味で、約1億円近くのお金をかけて、ハード的な部分と、それから映像のソフト部分を改修するという予定になっております。

議長	ほかございませんか。なければ、7ページ、8ページ。8番四戸議員。
8番 四戸議員	8番四戸です。47番の開拓財産のことについてでございますが、これについては私も2015年6月の定例会で質疑して答弁をいただいた経緯もございます。また、副議長もこれについていろいろ質疑した経緯もございます。その中でこれからちょっと聞きたいんですが、29年度においては事業費、これは、振内青少年道場の解体の事業費かなっていうふうに理解しております。その中でですね、要するに、施設の中に入っています貴重な平取町の開拓財産、これについての移設だとか、今後についてどのようなかたちで展示されていくのか、その辺について伺いたいと思います。
議長	文化財課長。
文化財課 長	お答えします。平成26年、27年に四戸議員と千葉議員からご質問あったことを受けて、昨年の総務文教常任委員会で平成28年には、開拓財産を旧社会福祉協議会のほうに移設するというご説明もさせていただいてます。平成29年度には青少年道場を解体するという予定でいました。本年度ですね、議会の中で、旧温泉施設をどうするかという取り扱いの件もあったかと思いますが、28年度の開拓財産の移設に伴う作業としましては、福祉協議会に入れるためには現在の福祉協議会に入ってる物品、イベント等の資料もありますが、それらを温泉施設に移設する、それにあわせて福祉協議会を一部修繕しながら開拓財産を展示していく。もちろんそれに入らなかったものについては、旧温泉施設の大広間に入れるということになっておりました。ところが議会でもお聞きだと思いますが、旧温泉施設のほうに搬入できなくなった関係で、私どもとしては、平成28年度に福祉協議会のほうに搬入することができなくなったということでありまして、つい最近までいろいろ協議しておりました。来月の総務文教常任委員会で報告するつもりで今準備しておりましたが、今現在の状況では、開拓財産を平成29年、次年度になります。旧荷負小学校の教室を使って展示計画を考えております。そこで入りきらなかったものも当然出てきますので、それらについては旧営林署の施設を使って、そちらに搬入するというので、計画を変更させていただき、解体については予定どおり平成29年度早いうちに解体する準備を考えております。
議長	四戸議員。
8番 四戸議員	今の答弁で、中にある開拓財産につきましては、これ6次総合計画のローリングの中での対応の中にも出てるんですよね。その中で旧荷負小学校、まだ協議はしていませんけども、そこに展示するという考え方でよろしいでしょうか。

議長	文化財課長。
文化財課長	平成２９年度の開拓財産においては、現在のところ旧荷負小学校の空き教室を利用させていただいて、展示するという事は、ほぼ合意で進んでおります。ただ、もっと全体的な旧荷負小学校の使い方とかというのは全体のなかでまだ協議が途中なものとありますので、現在のところは開拓財産の展示に値するものについては、空き教室を使って搬入しながら展示してということとは了解を得ているところです。
議長	四戸議員。
８番 四戸議員	結局、荷負小学校の跡地に展示することも悪いことじゃないと思うんですけども、できればやっぱりこういうのは多くの人に見ていただける、そういう場所が一番適正かなということで質問のときにも、まあこれ答申について観光商工課長も答弁してるのがございます。例えば解体する場合はこれは旧温泉ですよ。解体するのは５千万から６千万程度は最低かかるという考え方ですね。例えば大規模改修が必要となれば、解体工事相当に事業費がかかるというこれ答申の中で答えています。私はもっとかかるのかなというふうには思っておりましたが、できれば以前町長も言っていたように、旧温泉から新しい温泉できましたときに、つくるときに、町長は平取町も人口減少してきましたてやっぱり、外から入ってくる流入人口も必要なんだっていうような、答弁もされております。そういう中で、もしね、この程度でできるのであればやっぱり、人がやっぱり見てもらえるような場所にそういう貴重な先人が残された、なかには貴重な財産も残っておるんです。そういう考え方になっていかないのか、私は本当に残念な思いですけども、全くそういう考え方を持っていないのかどうかもう一度お答えいただきたいと思います。
議長	教育長。
教育長	お答えしたいと思います。以前産業課のほうでも商工観光で旧温泉の跡地利用についてということで、温泉の施設についてはイベント等の備品等を入れて、なおかつ、今ある旧社協のところに開拓財産を入れて人に見てもらえるようなかたちで、そして入りきらない部分については、それも温泉のほうに持っていく、見てもらう部分については旧社協の施設のほうを展示するようなかたちで考えておりました。先ほど文化財課長話したとおり、旧温泉がかなり傷みがひどいということで、ちょっと利用についてはかなり大変な部分があるということで、また解体の費用についても６千万、７千万かかってくるということもありまして、ちょっとどのようなかたちになるかまだ協議しきられてないようなかたちになっております。振内の青少年道場のほうはもうかなり老

朽化しておりまして、もう一刻も早く物を出して、危険な部分もありますので取り壊したいということで、その行き先ということで展示もしながら見てもらえるようなかたち、また保存できるようなかたちということを検討しておりまして、当初から旧荷負小学校も候補には上がっていたんですけども、別な利用の仕方を、旧荷負小学校については検討されてたということもありまして、その計画のほうがちよっとうまくいかなかったということもあって、荷負小学校利用できるんじゃないかという話になりまして、荷負小学校のほうに展示の部分については、全部は、開拓財産かなりの量ありますので、全て荷負小学校のほうに展示できるというようにならないものですから、振内の旧営林署の庁舎といいますか、そちらのほうにも入れて、見てもらう部分については、比較的基礎もしっかりしている荷負小学校の校舎のほうを使って、きちんとしたかたちで整理をしていって、将来的には人もつけながら、荷負小学校のほうで展示をしていきたいというような方針で今進んでいるところです。昨年の2月に総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会どちらのほうにも説明をしておりまして、28年度中に動かすということでしたけれども、今説明したとおり荷負小学校のほうで協議して利用の仕方がそのようなかたちとはなくなかったということで、建物自体の基礎だとか、展示する、中に入っ
て見てもらう際のことを考えると、荷負小学校のほうに展示物をきちんと並べて見てもらうというようなかたちのほうがよろしいんじゃないかという方針で今の文化財課長が言ったとおりのかたちに今進んでる状況です。荷負のほうとも話をさせていただいて、今良い方向で話が進んでるということで、先ほど言ったとおり2月の総務文教常任委員会のほうでも説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、今のところそういうことで進んでるということで了解いただければと思います。そういう開拓財産についても多くの人に見ていただくという方針は変えておりませんので、また小学校、中学校の児童生徒にはそういう場所で見ってもらうということになれば、スペース的にも非常に見やすくなるんじゃないかというふうにも考えておりますので、ご理解いただければと思います。

議長

ほかございませんか。7番井澤議員。

7番
井澤議員

1ページさかのぼらせていただきますが、35番、よろしいでしょうか。アイヌ文化環境保全対策事業のところで29年度からここ31年度までのところで変更前3600万が変更後、4千万ということで、各3年とも400万ずつの増額となっておりますが、これについては、国、道から来るお金ではありますが、どのような人員の増員だとか、あるいは印刷だとか、どのような費目について認められてこの予算が計画が立ってるんでしょうか。あと、28年度の予算をちょっと手元になかったんですが、わかれば教えていただければと思います。

議長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	はい、お答えしたいと思います。まず昨年の段階で事業実施計画の中では3600万というような予算付けをしてますけど、実際平成28年度の予算というのは4030万という額が付いております。ですので、実質的な予算額ということで、29年度から4千万といたしましたので、特に、人間的なものが増えるとか減るとかということではなくて、実際の予算に合わせて、計画を組んだということになってます。
議長	よろしいですか。ほかございませんか。1番松原議員。
1番松原議員	1番松原です。39番の実践型雇用事業が29年度で終わっているんですけども、これは、あとは何か違う事業かなんかで計画しているのか、今まで地域活性と6次化だとかいろんな事業を盛り込んで計画していたんですけども、今年度で終わるということで、あとこれに代わる何か事業を持っているのでしょうか。
議長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	この実践型地域雇用創造事業につきましては、29年で終わることになっておりますけども、今後どうするかということについては、今、27年の7月から29年度まで、それぞれの課題解決のために取り組んでいますけども、まだうちの町として、観光の面ですとか伝産品の関係ですとか、課題があれば、3期目を検討したいと思ってますので、そのするしないというのはまだ検討中ということでおさえいただければと思います。
議長	9ページ、10ページ。1番松原議員。
1番松原議員	1番松原です。55番のアイヌ住宅改良資金のことでお伺いしますが、貸し付けのあれが750ということなんですけども、これいつもこの金額じゃ足りないってあまりこう利用が少なくなっているってお伺いしたんですけども、この金額を増やすということは考えてないのか、それともあと助成金の貸付金額が、これはいくらで貸し付けの利息になっているのかお伺いします。
議長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	それではお答えをしたいと思います。まず貸し付けの金額の関係ですけども、

策推進課長	自治会の説明会の中でも、二風谷の自治会の中で質疑がありましたけども、この中で回答しているとおり、貸付制度の貸付金につきましては国の補助制度の限度額とあわせて町の条例を制定しておりまして、上乘せについては、各その制度の活用の需要見込み、今実際のところは金額が、限度額が低いせいか、その辺の分析はしておりませんけども、この２、３年は制度の活用というのはみられてないということもありますので、制度の現状ですとか、あるいは他の制度をみながらその辺はみていきたいと思っております。利率につきましては２％というふうにおさえております。
議長	ほかございますか。なければ１１ページ、１２ページ。４番中川議員。
４番 中川議員	中川でございます。６５番の就農促進対策事業なんですけども、これ見ていますと、大体感じるところが新規就農者にほとんどお金が使われているのではないかと、そう感じてるんですけども、農家の後継者、また畜舎等にはこの問い合わせ、使いたいという人が来ているのかそこら辺ちょっと聞きたいです。
議長	産業課長。
産業課長	お答えいたします。新規の機械もしくは施設に使えないかということによろしいですね。
４番 中川議員	違います。後継者ですね、新規の方はいいんですけども、後継者いますよね、農家のね。後継者に対して、後継者とかこの畜舎にもこのお金が使えると思うんですけども、そういうことをこの事業をみんな知ってないような感じがするんですよ。だから今まで問い合わせ来てるのかなと思ひまして、それを確認したいです。
議長	産業課長。
産業課長	後継者の方ということなんで、経営体の補助事業等々があるとは思いますが、以前にも中川議員からご指摘があったことだと思うんですけども、説明会等々でお話しはしているところでもありますけども、なかなか十分まだ浸透してないということであれば、説明等をして対応していきたいと思っております。
議長	最近の中ではそういう利用はないということですか。
産業課長	特に今のところ出てきていないというのが現状です。

議長	町長。
町長	ここにあります就農促進対策事業については、結論から言うとUターン、後継者で帰ってくる部分でありますし、次のページに新規就農の部分については1件当たり500万ということで、67ですね、ここで全くIターンでこちらに来る部分については、ここでリース農場をしながら、例えば1千万かかれば500万助成するということで、区分け、棲み分けしておりますので、前段の今、中川議員が言われております部分については、後継者のこれは400万やりますよということで、別立てしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。
議長	よろしいですか。ほかございませんか。なければ13ページ、14ページ。9番松澤議員。
9番 松澤議員	69-1の新規の就農チャレンジ農場整備事業につきまして、先ほどのご説明の中で単身者の方の新規就農というように聞こえたんですけども、よろしいですか。それで施設園芸農場を整備してあるんですけども、事業内容をもう少しわかる範囲でよろしいですので詳しく教えていただきたいと思います。
議長	産業課長。
産業課長	お答えいたします。現状のシステムでは独身者ですとか、若年者などで就農希望がある者に対してなかなか対応しきれないというところもありますので、それらの方に対して、新しい雇用型就農システムとして検討しているところでありまして、ただ中身についてはこの1年間で議論をしていきたいというふうに考えております。関係者で組織をする農業協議会等で検討し、1番ベターな事業内容を検討して事業に入っていきたいというふうに考えております。
議長	ほか、11番千葉議員。
11番 千葉議員	11番千葉です。産業厚生常任委員会の中でも聞いたんですけど73-3番、いわゆる平取産米を使った清酒の醸造事業ということでありますけども、再度確認のためお伺いしたいことがございます。近年は、清酒、地域のお米を使った清酒、各自治体チャレンジしてみたりですね、あるいはワインなんか特に最近はお奥の島のほうでも出したり、さまざま話題を呼んでいるところで、タイムリーな事業かなと思って評価はしてるんですけども、常任委員会るとき申し上げたとおり、これは公として、いわゆる公の平取町として事業としてスタートするのは結構なことなんですけども、清酒ということになると水と

お米の質というかできでほとんどが決まってしまうんです。今回、青森の老舗の酒造会社を使って、お酒にチャレンジするということでありますけれども、事業内容のところにも書いてあるとおり6次化を目指してる。平取産米の。それから農業所得、それから町内産業、経済の活性化を図るとともに米の作付け可能な農家を保全するというかなり大義としては大きな目標で非常に結構かなというふうには思ってるんですけども、一つ気になるのは、やはり常任委員会の中でも出ていたほか私以外も言ってたことなんですけども、これはいつまでも公的にやるもんじゃないと私は考えてます。いずれ農協あたりと連携して、民間事業として展開を図っていくようなかたちをとらないと、町内の活性化には全くつながらない事業だと思ってますので、今後、ここに出てるのは平成31年度までの予定、事業内容でございますけれども、将来展望どのように考えてるのかももう一度ですね、確認の意味でこの酒造事業に対して、考えを伺いたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

それでは私のほうから千葉議員のご質問に答えたいと思いますけれども、この事業につきましては今千葉議員言われたとおり今年、来年につきましては一応試験的な取り組みということで、どういう品種のものができるかというのもまだわからないものですから、お米に関しても、酒米の栽培も初めてということもありますので、最初の1、2年はどうしてもやはり町のほうで支援をしていかなければうまくいかないかなというふうに考えております。それで当面、というか1年、2年やってみて品質の良い、売れるお酒ができれば、それについてはもう町は一切関与しないといいますか、しないようなかたちのなかで回っていければいいのかなと考えておりまして、そうなるように取り組んでいきたいと考えておりますので、今後、これについては、最初のうちは町のほうである程度販売の支援だとか、生産の支援はしていきたいと思いますが、軌道に乗れば、その時点である程度組合みたいなかたちで取り組んでいけるようにもっていければなというふうに考えております。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

そうですね常任委員会の中での説明も同じようなご答弁いただいたわけでございますけれども、本当に清酒をつくる、まあ吟醸酒というお話もちよっと出たわけでございますけど。まあ食べるお米と違ってですね、私もお酒好きなほうなものですから、酒米ということになると全くやっぱりまだ未経験の農家がほとんどだと思うんですね。そして以前もたしか幌尻という名前でぼろしりだかほろしりって名前で清酒を何本か平取町でチャレンジして、結果的には、あまり言いたくないですけど、あれはもう味もたいしたことなかったし、失敗

作かなという印象がちょっとあるんですね。ですから今回、チャレンジすることでは非常に結構だなというふうには思ってますけども、販売方法、それからSNSの時代ですから、それこそITの関係の事業者とタイアップしてきっちり、先を、見通しをつけてやる。そうすることによって新規にこの事業に参入して民間で立ち上げて会社を別会社を立ち上げてっていうところまで、私は持っていくのが行政のやはり役目かなと、この事業に関しては強く私は思ってますんで、その辺も含めて試験的なことは私は今、まちづくり課長言われたとおり、1、2年、試験的にまずやってみてということでございますけども、軌道に乗せる方法、それからノウハウ含めて、やはり行政責任持ってやっぱりきっちりと取り組んでいかないと、中途半端なかたちでまた単発事業で終わってしまうような可能性にならない方法をぜひ考慮して先へ進んでもらいたいと思ってますけども、その辺の考えもしあれば、町の副町長、町長あたりの理事者のトップの考えも伺っておきたいと思います。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。まちづくり課長答弁申し上げましたとおり、いろいろ町のアドバイザー等の助言等もありまして、青森の酒造会社に委託醸造するというような予定にしております。もちろん、町がずっとこういう生産管理をするということではなく、試験的な醸造の後に、例えば平取産米を使ったお酒として十分市場で評価を受けるというようなことがあれば当然その酒造会社が当町の米を使って一般的なルートの中で売っていただくというのが一番良いのかなというふうに考えてございますし、ただやはりいろいろ食のほうについては当町の特産品がある中で、お酒という分野で外に持っていけるといいますか、特産品としてのそういったものがなかったということもあってですね、ぜひこういう分野も今の当町の現状では、まず手がけるのが町というようなことになってしまいましたけれども、ゆくゆくは販売元としては先ほど言いましたとおり、町内での酒販の方々の組合等をつくって、そこに委託するとかですね、それから醸造に関しては、本当に酒蔵に任せるようなかたちを目指すといえますか、そういうかたちで、ぜひ今後展開していければなというふうに思ってますので、各町もいろいろこういう、この取り組みはもう既に各自治体でもやっている取り組みがありまして、そんなに多くありませんけれども、やっぱり、我が町のお酒ということでずっと守っていったような事例も多いというふうに思いますので、ぜひ民間の力を借りながら、そういったかたちでこの事業を進めていければというふうには思っております。

議長

町長。

町長

ちょっと私が期待しているところはですね、やはりゆめぴりかも全道のコン

テストで最高金賞ということで、非常にネームバリューが浸透してきてございますので、こういったかたちで取り組みたいということでございますが、特に酒をつくるというばかりではなく、酒米づくりを、そういう平取ファンを多く増やして、そういうプロセスを踏んで、お酒をつくるというようなストーリー性を持ちながら、酒をつくる、あるいはワインをつくるというのは、どこでも簡単にできますけども、やはりプロセスを大事にしながら平取ファン、ぜひ平取で手づくりのお酒をみんなで作くりませんかというようなことで、多くの平取ファンをつくって裾野を広げていきたいなということも大きなねらいにしていきたいというふうに思っておりますので、何とか将来的にはやはり民間の会社がそれで十分対応できるようになればいいというふうに考えておりますので、軌道に乗るまでは町のほうで試験的なかたちで対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

千葉議員。

11番
千葉議員

1項目3問の質問ということですので最後の質問になろうかなと思つてますけども、私が一つこの醸造事業で心配してることは、これも常任委員会の中でお話出てましたけども、醸造会社が道内ではない、青森ということで、ちょっと距離的な関係とか時間的なものもちっと大変かなということで、ある程度というか、ほぼですね私はここの青森の酒造会社に任したらもうそれっきりなっちゃうと思うんですけども、やはり行ったり来たりしながらですね、販売の方法もそうなんですけども、やっぱり平取、今町長言われたとおり、今チャンスだと思うんです、ゆめぴりかも特別金賞を受賞して、いわゆる北海道一のゆめぴりかがこの平取町から誕生したんだよっていうアピールもなってるわけでございますけども、できる限りですね、距離もちっと遠いわけですけども、行ったり来たりの交流は、ここの酒造会社のほうとはきっちりやってもらいたい。多少費用かかっても、逆に言うとそれだけ将来にかけるやっぱり期待も大きいものをやっぱり持っていかないと、本当に中途半端なものでまた単発事業で終わっちゃうのかっていうことに私はならないためにもですね、やはり例えば新しくお酒ができたとしても、それはやっぱりこっちから出向いて行って試飲をしてみたり、こういうかたちでラベルのデザインから何から全てですね、やっぱり関わってほしいんですね、平取町が。そのぐらいの意気込みがないと、この事業やっぱり失敗ということにはなりませんので、将来的にやっぱり酒米の作付面積も広がっていく、あるいはその農協として、あるいは平取町として一つの売りになっていく、こういった商品にうまくいけばなる期待も相当大きいと思つてますので、その辺の期待感を込めて、どうか慎重にここの酒造会社のほうとも交流を重ねて、行ったり来たりの関係はぜひとってもらいたいと思つてますけど、再度、その辺も伺っておきたいと思ひま

	す。
議長	町長。
町長	はい、酒造会社については副町長から申しましたように、町のアドバイザーの指導も受けながら、この酒造会社については1645年創業ということでもう300年以上の歴史を持ったところでございまして、大量のロットということでもなくとも取り扱っていただけるということでございますので、いずれにしても中途半端にならないように、またつくる過程においては町民の方あるいは議員の方にも一緒に見てもらいながら、本当に納得いくような、本当に良いものをつくるという、量ではなく、質の良いものをつくるというかたちで、何とか成功させたい。また、多くの平取ファンもつくって、どんどん人が入ってくるようなかたちがとれば最高にいいなというふうに思っておりますので、今申されたご意見については十分配慮しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。
議長	ほか、7番井澤議員。
7番 井澤議員	7番井澤です。69-1の就農チャレンジ農場整備事業ですが、これについては大規模の施設園芸農場を整備し、雇用型就農を創設することで産地維持を図るということで維持ということがあるから、トマトっていうことを前提にして考えてるのか、ほかの施設野菜栽培も考えているのか、そこはどうなってますか。
議長	産業課長。
産業課長	はい、お答えします。おっしゃるとおりでありまして、現在町内のトマトハウスの農家が減少してるわけではございませんけれども、先日のアンケート結果などからみてもトマト農家が75歳まで、現状で営農し、現在新規就農者が年間2戸、4人入ってきておりますけれども、それで産地維持として、年間出荷が1万トン以上をキープするというのが、かなり厳しい状況になっております。年間2.7戸入ってこない、この1万トンをキープするのは苦しいという状況でありますから、そういった意味において雇用型就農システムとして、検討していきたい。これが法人経営になるのか直営になるのかといろいろ実施方法等もあろうかなと思いますけれども、それらを含めて農業協議会の中で検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。
議長	井澤議員。

7 番 井澤議員	新規就農ということで、日高管内の他の施設栽培のところで、浦河、様似町のいちごの栽培が大変実績を上げて、短期間で多分昨年 1 年で 4 億円くらいまでの規模で、平取のトマトと比べれば 10 分の 1 ということですけれども、ゼロから始めて、夏いちごということもあるんですけども、新規就農で既に 8 戸ですか、さらに希望者もいるというようなところで、その中には確か新聞記事を見ると単身者の方もおられるということで、いちごの場合は施設面積に対する売り上げ高が高いので小さな面積でもできるということで、人手のことも考えて単身者の方でもできる経営があるのかなと思うんですが、そういう意味で平取のほかの事業の中でも J A びらとりとしては、いちご栽培農家が 2 戸あって、それは日高町の中ですけども、J A びらとりとして、そういう農家を持っていますので、トマトの施設栽培、多分水耕栽培になると思いますが、トマトとは違うかたちの栽培になりますけども、そういう多方面なことも、広げて考えて検討していけば、来年、再来年度からの実施ですので、広く考えて可能性を求めていただくのがよろしいのではないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。
議長	産業課長。
産業課長	基本的にはトマト産地としての維持がメインでありますけども、今ご意見いただきましたことに対しても、農業協議会の中で J A 含めて、検討してまいりたいというふうに考えます。
議長	ほか、7 番井澤議員。
7 番 井澤議員	70 番の町営牧野整備事業のところですけども、29 年度から畜舎の設計、それから来年度は具体的な設備工事等がきますけれども、このいわゆる建物等のハードの面については進んでいくんですが、現有の職員の中で、繁殖もふやしていく。そして肥育も増やしていくということになると、町内のそれぞれ担当している方々についても、繁殖についても肥育についてもかなりの高度な技術がいる。繁殖についてはどういう血統なんていう高度な知識もいるというようなことになるんですけども、牧野として、既にそういうものが積み重なっているとは思いますが、ここで規模拡大して整備していくときに、今の現有職員の中で、人手が私は足りなくなると思うんですが、その辺の、そして人手を養成するにはやっぱり、若い人を採用したとしても、何年かやっぱり技術の習得にはかかるのではないかなと思うんですが、そういう人の手当てについては、この中には出てきませんけども、考えておく必要があるのではないかなと思いますけども、そのことについてはいかがでしょうか。
議長	産業課長。

産業課長	はい、現在４名で行っておりますけども、ここの３月で１人退職しますので、新たに１人雇って４名体制を堅持したいというふうに考えております。今のところ現状の人数で回していけるようなシステムというか、牛の頭数等々になっておりますので、ただ肥育の頭数も落ちてきておりますので、町内全体を見渡すと、そういった意味では、公社が繁殖を増やして肥育も増やさなければならぬという使命を担っているのは十分理解をしているところでありますけども、公社の経営という部分からも考えて、長期展望を持ちながらやっていきたいというふうに考えております。
議長	ほかございますか。なければ、１５ページ、１６ページ。３番桜井議員。
３番 桜井議員	はい、３番桜井です。８３番の店舗改造補助事業についてでございます。今まで農業政策いろいろ伺ってきたんですけど、直接的な施策が多いなかで商店、商工業に対する直接的な支援というのは本当に事業としては少ないんですよ。それで今回もこの事業を見たところ、８３番ですね、１００万が５０万、さらには３０年度で打ち切られるといった状況であります。これはどうして今回こういうことになったのかお伺いしたいと思います。
議長	観光商工課長。
観光商工 課長	この店舗改修事業につきましては２８年度から実施するという事で、２件で１００万というかたちで、実施しまして、現在も２件とも埋まっているというなかたちでございます。２９年度について、１件減というかたちで今回の総合計画にのったわけなんですけども、そういった申し込みや問い合わせの関係から含めまして、予算の段階で協議いたしましてこれをまた同じく２件にもってって、また、次の年もまた２件にもってって増やすというかたちで１００万でとりあえずやって３年間実施した中でまた状況を見た中で検討するというかたちにしたいというふうに考えております。
議長	２８年度の事業の２件分は埋まっているということで、２９年、３０年についても、予算のときには１００万でということ考えているということです。桜井議員。
３番 桜井議員	すみません、理解不足で。ただこれ事業としてはやっぱり３０年度で終わってしまうということが考えられるということですよ。そうですね。事業者の場合、こういった事業というのは継続的にずっと永続的に持続化するような補助金でないとなかなか事業計画が立てられないということもあります。でね、できればこれは未来永劫とは言いませんけど、これからもずっと続く事業

	なんですよっていうことをある程度保証していただかないとなかなか資金面でゆるくないということもありますんでね、その辺のこと十分考慮してこの事業をローリングの中でもいいですので、考えていただきたいと思いますが、その辺、町長さんのお考えとしてどうなのかなっていうのがありますのでよろしくお願いします。
議長	町長。
町長	一応3か年で立ち止まりながら状況を見て本当に50万でいいのかという枠拡大のこともありますので、一度立ち止まってやりたいという考え方でございます。また商店に対する補助が少ないということでもありますけれども、これまで地域の商品券、プレミアの券もずっとこれまで続けておりますし、また医療費の関係の、15歳までのそういった商品券でそういったことで貢献してるのかなと思いますけれども、今後やはり、将来的な商店のことを考えるとしっかりまた地域と商店の方々とも相談しながら良い方向で取り組みをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。
議長	櫻井議員。
3 番 櫻井議員	いや、町長がいろいろ施策打っていただいているのわかってるんですけど、私が言いたいのは直接的に商店主に、商店に利益といいますか、支援される直接的な支援というのがあまり施策としてないですよ。これ商店も町民もいいですよっていうような施策っていうのは、今、先ほど町長が言われたように、もちろん十分わかるんですけど、直接的な支援というのがなかなかないですね、ということで申し上げたんですよ。それでこういった事業はできるだけ続けてほしいということをお願いしたわけです。よろしくお願いします。
議長	理解はされていると思いますので。ほか、6番高山議員。
6 番 高山議員	高山です。今の83番の上にですね、82番に中小企業の振興対策事業ということで、これは過去からずっとこういうかたちで出ておりますけれども、実際これ、利用実績があるのかどうか、もしくは利用したいけれどもという相談があるのかどうかっていうことと、どんな利回りなのかということと、まず教えていただければと思います。
議長	観光商工課長。
観光商工 課長	この事業につきましては中小企業特別融資経営改善資金の融資ということで、計画しておりますけれども、今年度につきましては中小企業特別融資につき

	ましては、ほぼ満額、そして経営改善につきましても1件ということで4500万、ほぼ大体使い切るといとか、枠の中に入ってるというような感じでございます。
議長	ほかございますか。なければ、17ページ、18ページ。松澤議員。
9番 松澤議員	89番のファミリーランド施設整備事業の中で、遊具リースについてお聞きたいと思います。遊具リースの遊具の台数と年間だと思んですけどそれぞれのリース料を教えてくださいと思います。
議長	観光商工課長。
観光商工 課長	現在遊具で支払ってる分については2基なんですけどちょっと今金額については、おさえておりません。新規で一応今回遊具リースも計画はしているんですけども財政状況も含めまして、29年度は少し状況を見て、今回のってますけど、今回の数字には入っておりません。今回この増えてる630万ということ増えてる分については、パークゴルフ場の水飲み場の整備ということで、金額が増えてる分でございます。
議長	松澤議員。
9番 松澤議員	ではこの金額の中に、遊具のリース料は入っていないということですか。この数字中には入っていないということでよろしいですか。
議長	観光商工課長。
観光商工 課長	現在300万ほどですね、2基分で払っております。新規については今のところ予定はしていないということでございます。
議長	松澤議員。
9番 松澤議員	2基で300万ぐらい払ってる。1年間にリース料として払ってるっていうことでよろしいですね。それで、2基でリース料300万ですごい大きい数字だと思うんですけども、そのリース料の中には、例えば子どもさんが何かあった場合とかそういう部分の保険料とか、そういうものを全部全て含まさせてその金額なのか、それかそれだけの金額でしたらそれをもしそのことが全部含まさせてるんであればいいんですけども、もしそうでないとしたら1年間に300万というのは独自でリースじゃなくて独自でつくった場合のほうで、将来的には金額的にいいんじゃないかなと思うんですけど、そのところ

	ちょっと伺いたいと思います。
議長	観光商工課長。
観光商工課長	保険につきましてはちょっと今確認不足なんですけども、ファミリーランドの総合保険の中でも傷害保険というかたちで対応してる分はあります。ただリース分について、今ちょっと内訳のほうがわかりませんのでちょっと後でもう1回、回答したいと思います。
議長	ほかございますか。なければ19ページ、20ページ。7番井澤議員。
7番井澤議員	7番井澤です。87番の地域商品券の発行事業についてお伺いしたいと思います。総合計画の各自治会からの事業実施計画にかかわる意見書のところの冊子の中で、荷菜自治会からの方の12番のところにあるんですけれども、地域商品券発行事業について、商品券購入のルールがおかしいと思います。たくさん買える人が得をする仕組みとなっているので、たくさん買えない人との不公平感があります。また限度を超えて購入している人もおり、売り切れで購入できない人もいます、と。商工会でも何か対策をすべきだという意見が出たということに対して、応答また対応のところでこれまでの金額ルールで行いたいと思いますと。限度額を超えて購入された方がいるとのことですが実情を確認しながら情報公開と今後協議検討をしてみたいという答えになっているんですが、この地域商品券については商工業の振興ということで、国の事業でもあるからやっていると思いますが、低所得者の利用も考えているのではないかと思います、低所得者層の利用についての方法とかそういうことが考えられていないからここで自治会から出た意見のように不公平感があるのでないかということがありますが、この意見について僕はまともにこの応答また対応では答えていないと思うんですが、その辺については今後の実施にあたってどのように考えておられるでしょうか。
議長	観光商工課長。
観光商工課長	荷菜の自治会のほうからも出た質問に対しましては、その低所得者に対してということでもし今現在の、1枚千円の12枚1万2千円というかたちをもっと減額して100円とか10円とかって、そういうふうに分けていきますと非常に用紙代も10倍100倍とかかるなかで、今回印刷費というのは特別な用紙も使って偽造防止もするような用紙で特別なものを使ってるような関係で、印刷代にも非常にかかるし、手間もかかってくるという考えもありまして、1枚千円というかたちでつくっているようなところでございます。そういう面につきましては、商工会のほうで実施要領を作成しながらつくっ

	ていただいてるということもありまして、そういった協議も含めたなかで実施しているという部分でございます。その限度額を超えたっていう分の考え方も含めまして、その1世帯の中で、夫婦とか、子どもさんとかいたなかでもしかして使ってる部分っていうのもあるのかなっていう気がしますけども、そういった以外の方で特別その限度額を超えたっていう部分についてはまた確認できておりませんので、私のほうではそういったかたちである程度きちんとルールに基づいてやっていただいているというふうに考えております。以上です。
議長	井澤議員。
7 番 井澤議員	商工の振興という前提の中で全部、販売されてそれが利用されて、商工会が潤っていくということでは良いと思いますけれども、世界でも日本でも、また北海道平取町でもその貧富の格差ということを否定できる人はいないんじゃないかと思いますけれども、そのような厳しい状況に貧富の格差が拡大しているんじゃないかと思いますけれども、ここで、荷葉の自治会の方がどなたかが言ったことのなかでそれをお金がない人は買いたくても、20%のプレミアがついてるわけですけども、指をくわえて見ているしかないというような状況で、お金のある人は、20%のプレミアをどこまでも利用できるっていうそのようなところがあって、それは私が考えるのに、この小さな町のことですけども、やっぱり貧富の格差があると思いますけども、その辺のところを解消するところか助長しているのではないかというこの質問であって、私も同じ意見を持っていますが、その辺のことについて販売方法のなかで何か考えることで、個人情報といつもかかわってくるというような答弁がありますけれども、何か方法がないかと思うんですが、いかがでしょうか。
議長	観光商工課長。
観 光 商 工 課 長	この地域商品券発行事業につきましては、確かに福祉という部分でも生活支援も含めての中で考えられる部分だとは思いますが、商店街の活性化とか消費拡大、また流出防止とかっていうそういった目的も含めながら、ある程度の目的の中で実施してる事業ということでございますので、福祉的な部分ではまたほかの事業との対策もあるとは思いますが、ある程度この商品券については、そういった部分の購買力の低下、落ちてるコミュニティの不足ということも含めてやってる対策だと考えておりますので、その辺ご理解よろしくをお願いします。
議長	19ページ、20ページ。なければ21ページ、22ページ。23ページ、24ページ。25ページ、26ページ。9番松澤議員。

9 番
松澤議員

1 4 3 番の平取町防災備蓄購入事業について伺います。毎年ですね、計画的に整備するということなんですけども、どのような計画を持ってやっているのかというのと、私的にはいざというときに間に合わない、少しずつ少しずつ整備していてもいざというときに間に合わないのではないかと心配なんですけども、どの部分を計画的にやって、例えば食糧とかそういう、賞味期限って言いますか、切れるものがあると、毎年換えていくとか、何年ももつとは思いますが、具体的な計画をちょっとお聞きしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

ただいまのご質問にお答えします。基本的に食糧については大体賞味期限が5年ということになっておりまして、まだちょっと全部の避難所を充足するだけはまだ買い足りてないんですけども、5年計画で一応ある程度の食糧の確保をいたしまして、賞味期限が来ますので、そうなったときは、買い替えというのは当然していかなきゃならないので、毎年毎年5分の1ずつぐらいは、食べ物については更新をしていくと。その更新していく食糧については防災訓練だとかのときにもしあれば、皆さんに食べてもらったりするというようなことで考えていきたいなというふうに考えています。あと消耗品、毛布だとかそういうものについては、それについても計画的に配備をしていて、これらについては、賞味期限というかそういうものがないものについては、そのままストックできますけれども、一応備蓄計画というのをっておりますので、それに基づいて年次計画で整備するということにしております。

議長

松澤議員。

9 番
松澤議員

わかりましたけども、例えば発電機とか照明器具等っていうものは一応避難所には最初から備えといたほうがよろしいかと思うんですけども、それらのことも計画的に整備することになっているのでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

はい、それらについても計画的に各避難所に最低1台ずつ置けるようなかたちで考えておりまして、今ある程度あるので、もしなにかあったときにはここから持っていくというようなかたちをとりたいと思っておりますけど、将来的にはある程度各避難所のほうに配備したいというふうに考えております。

議長

ほか、7番井澤議員。

7 番 井澤議員	7 番井澤です。1 3 6 番ミズグチの沢改修事業についてお伺いいたします。旭地区の道道水口宅地先ですけども、2 9 年度に横断管の取替え工事ですか、行うので町が予定したものを1 年先送りするということだったんですけども、その道路横断管については十分な管の拡大がされるのかということと、道路の上手側の町が3 0 年に行うその上流側の改修というか修繕、その辺のところについて、まず、お伺いしたいと思います。
議長	建設水道課長。
建設水道 課長	先に道道のほうをやっていただいてそれにあわせて1 年遅れで下流のほうをやるということなはずです。
議長	まちづくり課長。
まちづく り課長	今のご質問なんですけれども、上流部分につきましては小規模治山で2 7 ページの1 4 6 番で今年度やるようになっておりますので、ここと小規模治山と道道の改修を2 9 年度にやるというかたちになっております。
議長	井澤議員。
7 番 井澤議員	今上流部分について小規模治山のことについて上流部分がわかりましたが、建設課長のお答えでは、横断管が拡張されるのか、それが十分な直径っていうか、大きさであるのかについてお答えはいただけなかったんじゃないかと思うんですが情報としては持っておられないのでしょうか。
議長	建設水道課長。
建設水道 課長	当然横断部分に関しては流量計算をして断面を決めますので、当然計算上飲める断面になるかと思います。
議長	井澤議員。
7 番 井澤議員	そうすると、今度は流量断面で適切だろうということですけども、この場所については、もう雨が降るたびに水がはけない、土砂が出るとかいろんなところで、平成1 5 年の大洪水から以降についてもしばしばあったところなんですけど、それではその横断のところからの下流について、ここでは道としては、樋門の改修までは要請したけどできないということなんですけど下流部分の樋門の改修までについて道との要望したその感触っていうのか、例えば何年以内にできるとか、全くできないんだとかそんなようなことについては情報

	持っておられるでしょうか。
議長	産業課長。
産業課長	小規模治山の関係もありますので私のほうから若干お答えをさせていただきます。この地域はおっしゃるとおり、ご指摘のとおり、15年災害から水があふれてるところでありまして、地域からの要望が続いているところでもあります。上流の治山工事が終わりましたので、その下流のほうに入るということで、ただ道道の横断管、これが一番大きな問題でして、ここが整理をつかなければ上流も下流もできないということになっておりました。この間、道との接触の中で道道の横断管が可能になりましたので、下流と上流の小規模治山でダムをつくったそれ以降の流路工を道道の横断管につないで一体の事業にすること、年度をあわせて総合計画に入れてるところです。それで樋門の部分につきましては、建設水道課のほうから道に要請はしておりますけれども、今のところ明るい答えはいただいてないというふうには聞いております。
議長	ほか、ございませんか。なければ27ページ、28ページ。8番四戸議員。
8番 四戸議員	8番四戸です。ナンバー150、公営住宅の建設事業についてお聞きしたいと思います。29年度は去場が事業始まります。年度的に言えば1年度補助金の絡みで遅れてきたのかなというふうに思っておりますけれども、この次は本町の公営住宅の工事に入っていくのかなというふうに思っております。そこで、結局まず一番はじめにお聞きしたいのは、今私たちの町も当然高齢化になってきて、結局本町の上におられる高齢者も特に冬季間ですね、買い物に行きたい、またはお風呂に行きたいと言いましても、大変な思いをしているわけがございます。デマンドバスもございますけれども、それは限られた時間といえますか、だから自分の好きな時間に温泉に行くだとか、それから、当然先ほど商店街のことも商店のことも出てましたけれども、下に行って自分のおやつだとか買い物もできない、そういう状況です。ただ、上にある高齢者は、どういう生活をしているかといいますと、むかわのほうから生協ですか、移動販売で本当に週2回ぐらい来て、販売して、皆さんそれが本当に頼りたく買っております。それによって、なお平取の商店街の商店は物が売れない。また、人口も減少している。そういうなかでそういうことを考えながらですね、私は今何を言いたいのかって言いますと、これからの平取の本町の昭和40年代ですか、の古い公営住宅の建て替えが始まっていくのかなというふうに考えております。それで前、副町長がまちづくり課長のときに、何回となく、その話は課長のところ行っていろいろお聞きした経緯もございます。そういうことでこれから先のことを考えた、当然下には町有地はございません。そういうなかで、例えば、これからやめていく店舗だとかそういう町の形態もだんだん寂し

くなってきます。病院は２９年度から始まるわけですが、例えばですね、２９年度から病院やってそのエリア、例えばよく事務長なんか説明してるんですけども、そこの病院のエリアに先生の住宅、さらには、看護師さんの住宅を建てるんだと。だけど、そのエリアがもしね、そういう、先生なんか元気ですから、例えば看護師さんたちだって元気なんですから、なにもそのエリアの中に建てるということではなくてやっぱりそういう、共同住宅もそうなるのかなというふうには理解していますけどもやっぱりそういう考え方のもとでこれから先のですね、どんどん高齢化する時代に向けてね、高齢者の要するに快適な公営住宅の確保をね、図っていつていただきたいという思いですが、行政については、そのような考え方は全くないのか、また、今後本町地区の公営住宅はどこへ建てようとしているのか、その辺について伺いたいと思います。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。私もまちづくり課長時代と言いますか、四戸議員からいろいろな提言をいただいているというところでございまして、ちょっと先ほどの補正予算の答弁にも若干関係するところもあるかと思えますけども、やはり、平取町の人口の減少ですとか、それから高齢化、それから全町的な住宅の点在の仕方、そういうものを考えますと、やはり本町地区をよりコンパクト化したまちづくりが、今後方向性としては非常に可能性が大きいのかなという考えを持っておりまして、それと並行するかのように各公共施設は既にかなりの年数がたっているということもありまして、耐震化も含めて建て替えて余儀なくされるような施設がいっぱいあるという状況になってございます。今ご質問にあったとおり、緑が丘も当初とは違って高齢化が顕著でありますので、やはり普通の生活を商店街なりそういった公共施設の行き来が非常に以前とは違って困難な状況になっている方が多く出てきているということはこちらも把握しているところでございます。今後ですね、より住民が使いやすいコンパクトなまちをどのようにレイアウトしていくかという大まかなグランドデザインの中で、公営住宅のレイアウトをどうするかということがやっぱり検討されることが重要かなと思っておりますので、今、公営住宅としては全町で３７０戸、約４００戸ですね。で、うちの世帯数は２５００ぐらいですから、非常に居住の建物、住居としても大きなシェアを占めているということでもありますので、将来にわたっても公営住宅のより快適な住宅環境の整備が求められるんだという認識のもとで本当に住んでの方が使いやすい公営住宅のレイアウトを市街地の本町地区の、そういったコンパクトのレイアウトの中でどう位置付けるかというようなことを考えながら、今後、建設地等についても庁舎内で検討した上で、また議会にもいろいろ相談しながら、検討していきたいというふうには考えてございます。

議長

四戸議員。

8 番
四戸議員

検討されるということですが、もう先ほども話しましたが、去場地区が終われば今度本町地区です。本当に時間的には、検討する時間も少ないのかなというふうに考えております。今副町長も申されましたように、やはりこれから高齢者増えていくのはもう事実です。もうまだ4割までいってないけどそれ近くまでいっています。やはり、そういう方がこの上にたくさん結構公営住宅、古い住宅に入っておられます。だからそういうことも踏まえて、例えば財政的には、先ほども説明あったようにこれから先、5年6年先は大変だということとは私も理解しております。でもやっぱりせっかく建てる公営住宅、そういう方々のこれからの生活、もう今の生活も大変なんですから、特に冬季間なんです。夏場も歩いて来られる方は歩いて来てるみたいですが、先ほども言ったように商店もそれなりに売り上げが減ってるのもその要因もございます。そういうことも十分検討されまして、本当に時間がないですから、私言ってるんですけども、なるべく下に来て民地を買うということになれば余分なお金がかかるというのも理解しております。その辺本当に時間ないですけども、そういう思いしてる方がたくさんいるということも考えて今後十分な検討に入っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

副町長。

副町長

公営住宅の建て替え等についても、今おっしゃるとおり一気に進まないという当町の財政事情もぜひご理解いただきまして、足の確保という観点では今デマンド型の交通機関と言いますか、バスも運行しておりますけども、さらに福祉の面で特に社会福祉協議会等が主体で、そういったよりきめ細かいドアトゥードアの移動の手段とか、そういうものをぜひ検討していきたいと思いますので、公営住宅の建て替えとあわせて、市街地のコンパクト化レイアウトとあわせて、そういったところも充実するようなことを努力してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

ほかございますか。7番井澤議員。

7 番
井澤議員

また戻って申しわけないんですが、前のページの141-1です。新規ということで旧上貫気別墓地整備事業ということで、29年度に100万円を計上していただいておりますが、事業内容の説明のところで、平成28年8月に平取アイヌ協会主催の先祖供養が初めて当墓地で実施されたとありますが、ちょっと説明不足で、100年前に新冠町の姉去からのアイヌ強制移住、御料牧場の拡張にかかわる強制移住があつてから、100年目ということがあつて、平取

アイヌ協会が新冠アイヌ協会の会長さんなどを迎えて先祖供養をしたということがありますがけれども、この場所には、平成2年に宮田町長時代だと思えますけれども、石碑を建立しているということがあります。その先祖供養を行った場所はこれまで祀ったことあるそのぬさなどが飾られたところに、町が建立した石碑があるわけですがけれども、その石碑、ぬさのあるところから、上段少し笹原を登っていきますが、その上手、傾斜地の上手になりますけれども、笹原の中にかつて埋葬された一つだけメノコクワって女性の墓標が1個残ってました。何十年前のものなのかちょっとわかりませんが、間違いなく、前アイヌ協会支部長の川奈野惣七さん等が見て、間違いなくこれは女性の墓標であるというようなことを確認がありましたけれども、そういうことの貴重な場所であるということで土地測量うんぬんということがあります。墓地整備ということがありますが、そういう、石碑の上に埋葬された、かつて埋葬された本当の墓地があるということ。そして、1体だけ、メノコクワが残っているという状況がありますので、土地測量にあたって、また測量した結果、あそこが全部町有地になってないとするならば、町有地として、固めていくというか、集めていくということも必要じゃないかと思います。そしてまた別な案件ですが、北大医学部のアイヌ遺骨の千何百の中で平取町の17遺骨の中の6遺骨がここの上貫気別のアイヌ墓地から掘り出されたということが記録して残ってまして、北大の資料を見ますと、このアイヌ遺骨については、身元がわかっているということになっています。そのようなところで今アイヌ強制移住という歴史的な事実の記念の場所でもあるということと同時に、新たに出てきました北大医学部のアイヌ遺骨の6遺骨がここから掘り出されてるということもありますので、この測量にあたって、そしてまた土地を整備するにあたって、十分に気をつけていただきたいということと、あと予算化は今年度100万ということになってますけれども、必要であれば、十分な対応もしていただきたいと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

はい、お答えしたいと思います。この整備の100万というものにつきまして、ここに記載されているとおり、土地の測量と墓地の整備ということで100万ということになっていきますけれども、整備の部分につきましては、昨年8月にシンヌラップ、先祖供養が行われましたけれども、あの状態ではなくてもう少し傾斜があるものですから、それを少し、シンヌラップがやりやすい環境をつくるということですか、あるいはそこまで来る道路を少し砂利などを敷いて車が入りやすくしたりということで考えています。その後の整備につきましては、それぞれ、状況によりまして検討していきたいというふうに考えています。また測量の関係ですが、これは、事業実施計画につきましては、1月の12日に答申されたものということになってまして、その後町長の予

	算のヒアリングがありまして、測量につきましてはこれは一部だけ町が買ったということで、その周りがほとんど別な地権者ということになっておりまして、その地権者の了解を得ながら測量はしなくてもその程度の整備であれば、測量しなくてもいいですよという了解を得ましたので額的には減るといいうかたちになっていくと思います。
議長	ほかございますか。1番松原議員。
1番 松原議員	1番松原です。27ページの153-1、新規事業で、太陽光発電調査って予算かかってるんですけども、これはどこの場所の太陽光の発電調査になっているのでしょうか。
議長	まちづくり課長。
まちづくり 課長	この調査につきましては、今荷負地区でできないかということで、今、調査をしているところでございます。
議長	ほか、このページございませんか。なければ29ページ、30ページ。3番櫻井議員。
3番 櫻井議員	(マイクなし)・・・フラワータウンフェスタなんですけど支援団体だとか、やる人がもう少なくなって実際に進めていくのが非常に難しい状況っていうのは、そちらでもご理解していると思うんですけど、例えばギボウシにするだとか灌木にするだとか、そういった手間のかからないような策をそろそろ実施して、荷葉地区だとかになると小さい灌木というんですか、そういうものも植えている地区ももちろんあるのはわかってるんですけど、特に本町地区につきましては、なかなかやられる方も少ないということでその辺のこと、どういった対応を今考えているのか、教えていただきたいと思ひまして。
議長	観光商工課長。
観光商工 課長	この整備事業につきましては、各団体の協力を得ながら実施してきたところでありますけども、確かに協力していただける方も少なくなってきたという現状を押さえながら、考えております。それで、低木いわゆる管理もそんなにかからないものということで、今検討しながら、やっていけるものを探しながらやっておりますし、そういったことが必要になってくるかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。
議長	櫻井議員。

3 番 櫻井議員	もう本当に何年もこのことについては議論というか、お願いも含めてしてるんですけど、そろそろ本当に実施というか実行していかないと。高校生かな、高校か、学校のほうに關係して頼んでるとこも何と云うのかな、草抜きとか管理のほうもなかなかできなくてひどい有様になってるというのがね、日常的にありますんでね、その辺のことを本当に、早急に進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。答弁はよろしいです。
議長	ほか、なければ31ページ、32ページ。井澤議員。
7 番 井澤議員	169番、沙流川アート館大規模改修事業と関連しまして後のほうにちょっとありますけども、180番のアート館にかかわる事業等について、あわせてお伺いしたいと思います。このアート館の大規模改修につきましては、10か年計画の6年目ということでしたけれども、30年度に3年前倒しして実施していただくということで、川向自治会等の要望とアート館を利用してきた私個人としても、大変うれしいところです。当初は私の希望としては、トイレを水洗化してほしいという希望の中から、この10か年計画で大規模改修、そしてその10か年計画の質疑の中で、町長からは、かなり古い建物で大規模改修であるけども、建て直しの必要もあるのではないかなというようになこともお考えとして出ていたところですけども、30年度で2千万という事業費ですけれども、この29年度に設計等の予算は組まなくてよろしいんでしょうか。
議長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	計画としましては、後期計画に組んでいたものを30年ということで、できるだけ早く実施をしたいということで前倒しをしたということです。設計などの経費につきましては、建設水道課と協議をしまして、うちの建築のほうで見て、改修する分についてはできるということです。特に設計はついておりません。ですので、まだ改修するところ、地元の自治会なりその運営委員会からの先ほど井澤議員がおっしゃったようにトイレの水洗化ですとか、あるいは床が落ちてるとかっていうような要望を聞いておりますので、それらを含めて改修をしていきたいと考えています。
議長	井澤議員。
7 番 井澤議員	その辺のところ、建築課が状況を見て、大規模改修の設計をするということでしたけども、その場合にもし、どのような規模になるかもしれないけども、建て替えというなことが、この2千万の予算では難しいかもしれませんけど

	も、必要だと、自主的に機能しているアート活動を支えるって意味でも町内唯一の建物、組織ではないかと思いますが、その辺のところでは先ほどちょっと言いましたけど180番の現在管理をやって活動している、児玉さんが住んでいる元教員住宅で、今は建築課の管理の住宅ではないかと思いますが、その辺のところについては屋根に穴があいたのでトタンを葺きなおすというようなことがあります、設計の段階で、もし建て替えということで予算が十分についたときについては、管理人室を設けて、住宅のかわりにあてるというようなことも可能ではないかと思ったりするんですが、その辺についてはいかがでしょうか。
議長	建設水道課長。
建設水道課長	まずアート館のほうの話なんですけども、一応30年度で予算は組んでるんですけど、具体的にどう直すというのはまだこれからということであります。それとちょっとページ飛んで35ページの180の児玉さんの住宅の関係なんですけども、この部分に関しては今までの経緯といいますか、川向の小中学校が廃校になって、校舎の部分はアート館として利用しよう。そしてそれに付随した教員住宅ということで今現在は児玉さんが入居しているということで、基本的にこの225万のうち基本的には最低限の屋根が悪いんでその部分をやりましょう。そのほかに付随して、内部でもできる範囲で可能な部分はこの予算の範囲ではやるんですけども、大々的に、古いのは事実なんですけども建て替えるというような考えは今のところないということでございます。
議長	井澤議員。
7番井澤議員	これは10か年計画当初の時にも、川向自治会から生活館、アート館を含めて、一体的に川向として唯一、利用可能な公共施設であって、川向の地区の住民生活のためにも、必要な改修を行ってほしいという要望が出て6年目でしたけども、予算がはいってたわけなんですけども、今回いろいろなところを評価していただいて前倒ししてくださるということのなかで、よくアート館については運営委員会等もありますけども、自治会、運営委員会と相談して川向の唯一の公共施設であるということを重く考えていただいて、住民生活のために必要な処置を講じていただきたいと思います、その辺についていかがでしょうか。
議長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	この改修について進めるにあたって、自治会のこれまで要望もございました

策推進課 長	けども、昨年１１月にこのアート館の改修に向けて、自治会長さんも含めた運営委員会というものがあまして、その中で意見交換を行ったところですよ。もともとこのアート館というのは川向小中学校ですけども、自治会としては学校統合時には壊してほしいというような要望したということですけども、その段階で、町とその当時川向に在住していた、芸術家さんが、このようなかたちを残したいということで残ったものということなので、そういうところで自治会としては、壊してほしいけども、祭りの時ですとか、あるいは体育館を使うときに使わせてほしいという条件でやったということなので、このアート館の改修に関しては自治会としては、特に意見はないと、言わないと。しかし、先ほど言いましたところについては直していただきたいなということと言われてました。プラス入ってる管理人の方の住宅も直してほしいという要望がありました。あわせて生活館についても、直していただきたいという箇所については聞いています。そういうところで、今後そういう意味で前倒しにした管理人の方の住宅の整備をしたということになるんですけども、町としましては、これは１１月自治会や運営委員の方との話し合いの後にまちづくりプロジェクトという副町長をリーダーとしたプロジェクトがありまして、その中で、沙流川アート館の今後の活用についてどうするかということも検討しています。一つ目が、今の利用方法を踏襲すると、今の利用方法を継続してやっていきたいということと、二つ目は、改修する上では、展示施設、展示できるようにしてはどうかということです。三つ目としては、今は財産としては行政財産ですけども、教育的な財産としても検討してはどうかというようなことが出ています。基本的には建物を維持するための改修を行うということで、この４点がそのプロジェクトチームの中では検討されていまして、これからまた具体的などこは決定をしていきたいと思っておりますけども、いずれにしても、今のかたちで、できるだけ改修をしながら、維持をしたいという考え方でございます。
議長	ほか、ございませんか。３３ページ、３４ページ。３５ページ、３６ページ。それでは、特別会計のほうに移ります。水道会計、特別の１、２ページということです。それではその下にあります、病院会計。なければ、次の一部事務組合、１ページ、２ページで衛生組合。なければ、消防組合について。井澤議員。
７番 井澤議員	消防組合のことにつきまして、町内地域消防の各分団がありますが、分団の詰所について、かなり老朽化したところがあって、その辺のところについてもう少しずつ、この予算の中でも、みていただくところがあるかもしれませんけれども、今、この中でちょっと具体的にみえませんでしたけども、貫気別の第３分団舎についても、かなりひどくて、確かどっかにトイレの修繕があったように思いますけど、ちょっと今ここで見え取れなかったんですけども、各分団の老朽化の状況等、あるいは今回の見直しの中で、かかったものがあつたかどうか

かその辺についてお知らせください。

議長

平取消防署長。

消防署長

井澤議員のご質問にお答えいたします。分団の改修工事につきましては、第6次総合計画の後期の中に、荷負分団、第2分団ですね、と貫気別第3分団の改修工事の予定が組み込まれております。現在およそ50年に近い年数になり老朽化は進んでおりますが、建物の構造、それから地域の人口、それから使用頻度、その他を勘案しまして、総合的には将来性も見据えて検討が必要と考えております。6次の後期の中のことは以上になっております。

議長

よろしいですか。以上、質疑を行ってまいりましたけれども、各会計収支計画及び事業実施計画について、全体を通して改めて質疑があれば受けたいと思いますが、いかがでしょう。なければ、以上をもって第6次平取町総合計画、実施計画ローリングに対する質疑を終了します。以上で行政報告を終了します。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案3件で、原案可決3件となっております。以上で全日程を終了いたしましたので、平成29年第1回平取町議会臨時会を閉会します。ご苦労さんでございました。

(閉 会 午後 2時54分)